

茨城県 令和4年

患者必携
地域療養情報

いばらきの
がんサポートブック





は じ め に

いばらきのがんサポートブックは、「がん」と診断されたみなさまやそのご家族の、これからの治療や療養生活に役立つ情報をまとめた冊子です。

「誰に相談したらいいの？」

「どのような治療法があるの？」

「医療費はどのくらいかかるの？」

「仕事は続けられるの？」

「緩和ケアって何？」

など、さまざまな疑問や不安を抱えた時に、必要な情報にたどりつくためのガイドブックです。また、あなたの言葉に耳を傾けてくれるサポーターやがん相談支援センターの相談員とつながることができます。

がんと向き合うみなさまやご家族のお役に立てることを願っています。



〔執筆者〕 茨城県立中央病院
がん相談支援センター看護師長
上田 真由美

目 次

I、全般的な情報

1、がん診療連携拠点病院等、がん診療を提供する医療機関について	3
2、がんになったら手にとるガイド、わたしの療養手帳について	3
3、セカンドオピニオンについて	4
4、相談支援センターについて	6
5、こどものがんについて	9
6、茨城県の取り組み	10

II、医療費や生活費について

1、高額療養費制度	19
2、その他の制度	27
3、小児医療の制度	32

III、よりよい療養生活を送るために

1、精神的な問題への対処	43
2、AYA世代のがん医療について	46
3、がん治療前の妊孕性温存について	49
4、がんゲノム医療について	50
5、がんになったとき 子どもにどのように伝えるか	51
6、育児にがんばる人のサポート	54
7、緩和ケアについて	66
8、在宅医療	70
9、就労支援	77
10、ピアサポート相談窓口	81
11、県内の患者会と患者サロン	82

IV、県内のがん診療連携拠点病院等の情報

1、所在地	95
2、取り扱いがん種	97

V、がん情報収集について

ホームページの紹介	100
-----------	-----

VI、問い合わせ一覧

	103
--	-----

I

全般的な情報



I 全般的な情報

1 がん診療連携拠点病院等、がん診療を提供する医療機関について

がん診療連携拠点病院とは、がん患者さんや住民の方々にがんに関する情報を届け、適切ながん医療を提供し、がんに関する相談に対応できるように、一定の基準を満たすことを条件に厚生労働大臣が指定した病院です。がん診療連携拠点病院の中には、各都道府県で中心的役割を果たす都道府県がん診療連携拠点病院（原則的に各都道府県1カ所）と、都道府県内の各地域（2次医療圏）で中心的役割を果たす地域がん診療連携拠点病院があります。この他、がん診療連携拠点病院のない2次医療圏においても、これらの病院と連携して同様なサービスが提供できるよう、地域がん診療病院が厚生労働大臣により指定されています。さらに茨城県においては、これらの医療機関に準じた機能を有する病院を選定し、県知事により茨城県がん診療指定病院が定められています。

また、がんに関連する遺伝子を検査し、その結果を治療に活用することを目的としたゲノム医療を皆さんが受けられる体制を整備する目的で、がんゲノム医療中核拠点病院、拠点病院、および連携病院が厚生労働大臣により指定されています。

茨城県における体制の現状に関しては、94-98ページを参照ください。



2 がんになったら手にとるガイド、わたしの療養手帳について

がんと診断されて間もない患者さんやご家族が知っておくと役に立つ情報をまとめたものが、国立がん研究センターがん対策情報センター編著の「患者必携 がんになったら手にとるガイド」です。医師・看護師、がん患者さん・ご家族、相談員が作成に関わり、がん医療に関する情報が分かりやすくまとめられています。この本は市販もされていますが、全拠点病院に配付されており、拠点病院から関連医療機関

や図書館等にも配付されていますので、受診医療機関などで読むことができます。パソコンやスマホなどをご利用の方は、国立がん研究センターがん対策情報センターの掲載ページ (https://ganjoho.jp/public/qa_links/book/public/hikkei02.html) からダウンロードして読むことも可能です。この本の別冊が「わたしの療養手帳」で、同様に書籍としてあるいはダウンロードして入手することができます。がんやその治療に関して説明された内容をメモしたり、説明された内容をチェックしたりなど、ご自分のがんの病状や治療について自ら記載する方式になっていますので、がん向き合うためのツールとして活用することができます。

スマホで見る

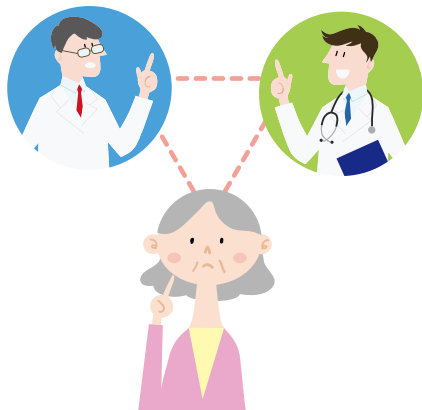


パソコンでダウンロード



3 セカンドオピニオンについて

セカンドオピニオンとは、患者さんが納得のいく治療法を選択することができるように、治療の進行状況、次の段階の治療選択などについて、現在診療を受けている主治医とは別に、違う医療機関の医師に「第2の意見」を求めることです。セカンドオピニオンを受ける前に主治医の診療・治療方針を十分に理解し、自分の疑問点、知りたい点は何なのか整理しておくことが重要です。セカンドオピニオンを受けることによって、ご自身のがんの治療方針を主治医とは別の角度から検討することができますし、新たな治療法が提案されることもあります。たとえ新たな治療法の提案がない場合でも、ご自身の病状や治療法への理解が深まることが期待されます。セカンドオピニオンは、自分が納得する治療を選択するための有効な手段だにご理解ください。なお、セカンドオピニオンそのものは、主治医を変えたり転院したりすることを目的としたものではありません。



セカンドオピニオンの実際

セカンドオピニオンを希望する場合、主治医にその旨を伝え、診療情報提供書を記載してもらいましょう。それまで実施した各種検査（血液や尿検査、病理検査、さらに内視鏡検査、CT、MRI、PET等の画像検査など）に関しては画像も含めて）結果も準備してもらう必要があります。セカンドオピニオンを受ける病院や医師に関しては、既に決めている病院や医師がない場合には、がん診療連携拠点病院などのがん相談支援センターに問い合わせせて相談しましょう。どの医療機関でセカンドオピニオンを受けるかが決まったら、その医療機関の窓口にお問い合わせに必要な手続きをとりましょう。セカンドオピニオンには公的医療保険が適用されませんので、原則それぞれの医療機関によって定められた費用の支払いが必要になります。

セカンドオピニオンを受けるときには、十分理解できるまで説明してもらいましょう。忘れないよう、メモをしたりあるいは医師に提案して録音させてもらうことも良いかもしれません。セカンドオピニオンを受けた後に、ご自分の病気や治療方針についての考えが変化したかどうかを主治医に報告し、これからの治療法について再度相談しましょう。



セカンドオピニオンのながれ

まずは担当医の説明を良く聞いて、質問し話し合いましょう



セカンドオピニオンの希望を担当医に伝え、紹介状を作成してもらいます



希望の医療機関を探すときは、最寄の相談支援センターを利用します



受診前に質問したいことなどをまとめておきましょう



セカンドオピニオンを担当医に報告して今後の方針について再度話し合います



担当医と治療を開始する



セカンドオピニオンを受けた医療機関で治療することになったときには改めて担当医に紹介状を作成してもらいます

4 相談支援センターについて

相談支援センターは、県内のがん診療連携拠点病院などに設置されているがんに関する相談窓口で (<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/sogo/yobo/cancergrop/cancer-h26/shiencenter.html>)、がんに関するさまざまな相談に対応しています。患者さんやご家族のほか、地域の方々はどうなっても無料でご利用いただけます。がんのことやがんの治療について知りたい、今後の療養や生活のことなど、がんに関わる様々な質問や相談にお答えしています。特に仕事については、専門の社会労務士に相談できます。他の病院にかかっている方でも安心してご相談ください。多くのがん相談支援センターでは、がんに詳しい看護師や、生活全般の相談ができるソーシャルワーカーなどが、相談をお受けしてい

ます。相談方法は、直接お越しいただくか、あるいは電話でも可能です。ご相談いただいた内容は、同意なしに他者に知られることはありませんし、匿名の相談も可能です。どんなことでも一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

〔執筆〕茨城県立中央病院 医師 小島 寛

**相談料は無料で、
各病院の専門の相談員が
お答えします。**

がんの告知を受けた後
不安でたまらない。

在宅介護や介護サービス・
緩和ケアについて詳しく
知りたい。

今後の治療や生活の
ことが心配だ。

医療費はいくらくらい
かかるのか知りたい。



1 茨城県立中央病院・ 茨城県地域がんセンター ●がん相談支援センター	
電話番号	0296-78-5420(直通)
FAX番号	0296-78-5421
窓口対応 時 間	月曜日～金曜日 8:30～17:15
住 所	笠間市鯉淵6528

2 株日立製作所日立総合病院・ 茨城県地域がんセンター ●がん相談支援センター	
電話番号	0294-23-8776(直通)
FAX番号	0294-23-8775(直通)
窓口対応 時 間	月曜日～金曜日の病院開院日 9:00～16:00
住 所	日立市城南町2-1-1

3 (独)国立病院機構 茨城東病院 ●がん相談支援センター	
電話番号	029-282-1151(代表)
FAX番号	029-282-7156
窓口対応 時 間	月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
住 所	那珂郡東海村照沼825

4	株式会社製作所 ひたちなか総合病院 ●がん相談支援センター
電話番号 FAX番号	029-354-6843(直通) 029-354-6271
窓口対応 時 間	月曜日～金曜日 8:15～16:30
住 所	ひたちなか市石川20-1

5	水戸赤十字病院 ●がん相談支援室
電話番号 FAX番号	029-221-5177(代表)
窓口対応 時 間	月曜日～金曜日 8:30～17:00
住 所	水戸市三の丸3-12-48

6	総合病院水戸協同病院 ●患者様相談窓口
電話番号 FAX番号	029-231-2371(代表)
窓口対応 時 間	月曜日～金曜日 8:30～17:00 第1～第4土曜日 8:30～12:30
住 所	水戸市宮町3-2-7

7	茨城県立こども病院 (小児がん) ●成育在宅支援室
電話番号 FAX番号	029-254-1151(代表) 029-254-2382
窓口対応 時 間	月曜日～金曜日 8:30～17:00
住 所	水戸市双葉台3-3-1

8	水戸済生会総合病院 ●がん相談支援室
電話番号 FAX番号	029-254-2416(直通) 029-254-2416(直通)
窓口対応 時 間	月曜日～金曜日 9:00～16:00
住 所	水戸市双葉台3-3-10

9	(独)国立病院機構 水戸医療センター ●がん相談支援センター
電話番号 FAX番号	029-240-7711(代表) 029-240-7788
窓口対応 時 間	月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
住 所	東茨城郡茨城町桜の郷280

10	医療法人善仁会 小山記念病院 ●がん相談支援センター
電話番号 FAX番号	0299-85-1133 0299-88-2211
窓口対応 時 間	月曜日～金曜日 8:30～17:30
住 所	鹿嶋市厨5-1-2

11	総合病院土浦協同病院 茨城県地域がんセンター ●がん相談支援センター
電話番号 FAX番号	029-830-3711(代表) 029-846-3728
窓口対応 時 間	月曜日～金曜日 8:30～17:00
住 所	土浦市おおつ野4-1-1

12	(独)国立病院機構 霞ヶ浦医療センター ●地域医療連携室
電話番号 FAX番号	029-822-5050(代表) 029-824-0494
窓口対応 時 間	月曜日～金曜日 8:30～17:15
住 所	土浦市下高津2-7-14

13	東京医科大学 茨城医療センター ●がん相談支援センター
電話番号 FAX番号	029-887-1161(代表) 029-887-1179
窓口対応 時 間	月曜日～金曜日 8:30～16:30 第1・3・5土曜日 8:30～12:30
住 所	阿見町中央3-20-1

14	JAとりで総合医療センター ●がん相談支援センター
電話番号 FAX番号	0297-72-5763 0297-74-5571
窓口対応 時 間	月曜日～金曜日 9:00～16:00
住 所	取手市本郷2-1-1

15	筑波メディカルセンター病院・ 茨城県地域がんセンター ●患者家族相談支援センター
電話番号 FAX番号	029-858-5377(直通) 029-858-2773(代表)
窓口対応 時 間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
住 所	つくば市天久保1-3-1

16	筑波大学附属病院 ●がん相談支援センター
電話番号 FAX番号	029-853-7970(直通)
窓口対応 時 間	月曜日～金曜日 9:00～16:00
住 所	つくば市天久保2-1-1

17	茨城西南医療センター病院 ●がん相談支援センター
電話番号 FAX番号	0280-87-6704(直通) 0280-87-8399
窓口対応 時 間	月曜日～金曜日 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:30
住 所	猿島郡境町2190

18	友愛記念病院 ●がん相談支援センター
電話番号 FAX番号	0280-97-3000(代表) 0280-97-3001
窓口対応 時 間	月曜日～金曜日 9:00～16:00 土曜日 9:00～12:00
住 所	古河市東牛谷707

※窓口対応時間内でも病院休診日は対応できませんのでご承知おください。

茨城県がん診療連携協議会事務局 茨城県立中央病院・茨城県地域がんセンター
TEL 0296-78-5420

5 こどものがんについて

一般的に0歳から14歳までに診断されるがんを「小児がん」と呼びます。小児がんの罹患率は人口10万人あたり12.3で、国内では1年間に約2100人が小児がんと診断されています。これは国内で診断されるがんの0.2%程度で、小児がんは成人のがんに比べて稀であることがわかります。

小児がんで最も頻度の高いものは白血病（約38%）、次いで脳腫瘍（約16%）、リンパ腫・胚細胞性腫瘍、神経芽細胞種と続きます。1つの施設で診療する患者さんの数が少ないため、複数の小児がん治療施設が協力して経験を共有しながらより良い治療を開発するための臨床研究（多施設共同治療研究）が行われています。また非常にまれながんや再発・難治ながんについては国内に15か所ある小児がん拠点病院と各都道府県の小児がん治療施設が連携し診断・治療にあたっています。

小児がんは成人のがんに比較して、診断時すでに全身に転移をしていたり、手術で取り除くことが困難な状況になっていることもあります。抗がん剤治療（化学療法）や放射線治療と手術を組み合わせる行うことで、約80%のお子さんががんを克服して長期生存できるようになりました。そのため、小児がん治療にあたっては治療後の生活を考慮した心理・社会的支援、教育的配慮を同時に行っていく必要があります。具体的には、治療の体験が心的外傷（トラウマ）にならないように療養環境を整備し、保育士やチャイルドライフスペシャリスト、心理士などが、病気の子どもが前向きに治療に取り組めるように支援すること、入院中も体調にあわせて学習を継続できる環境（院内学級）を提供することなどです。小学生以上の患者さんでは、入院中から復学したときのことをイメージして、地元の学校と連絡を取り合っていくことも大切です。

お子さんが病気になると、家族の生活は大きく変化します。ご両親の就労やごきょうだいの日常生活の支援、心理的サポート、通院にかかる時間的経済的負担など、がん治療以外の内容に関しても相談できるスタッフがおりますので、お声かけください。

また小児がん経験者の多くが、成人後に様々な健康問題（晩期障害）を抱えることも明らかとなりました。病気の種類や受けた治療によって晩期障害の種類や程度は異なりますので、自身の病気や治療内容、健康上のリスクを把握し、適切な健康管理と健診の受診を勧めるための支援も行っております。

〔執筆者〕 茨城県立こども病院 総合診療科 小林 千恵

がんは、日本人の死亡原因の第1位で、全ての死亡者の約3割を占めており、2人に1人が、生涯のうちに一度はがんにかかると言われております。

こうしたことから、本県では、「茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例」及び「茨城県総合がん対策推進計画」に基づき、がんによる死亡率の減少やがんになっても安心して暮らせる社会の実現を目指して、様々ながん対策に取り組んでいます。

茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例

1) 制定の経緯

茨城県では、昭和60年以降、がんが県民の死亡原因の第1位となっており、がん対策は極めて重要な課題となっています。

県では、平成2年度から第一次計画、平成15年度から第二次計画、そして、平成25年度から「茨城県総合がん対策推進計画-第三次計画-」に基づきがん対策を進めてきましたが、がんによる死亡者数は減少しませんでした。また、がんは早期発見・早期治療が重要ですが、がん検診の受診率は、目標値の50%に届かない状況が続いていました。

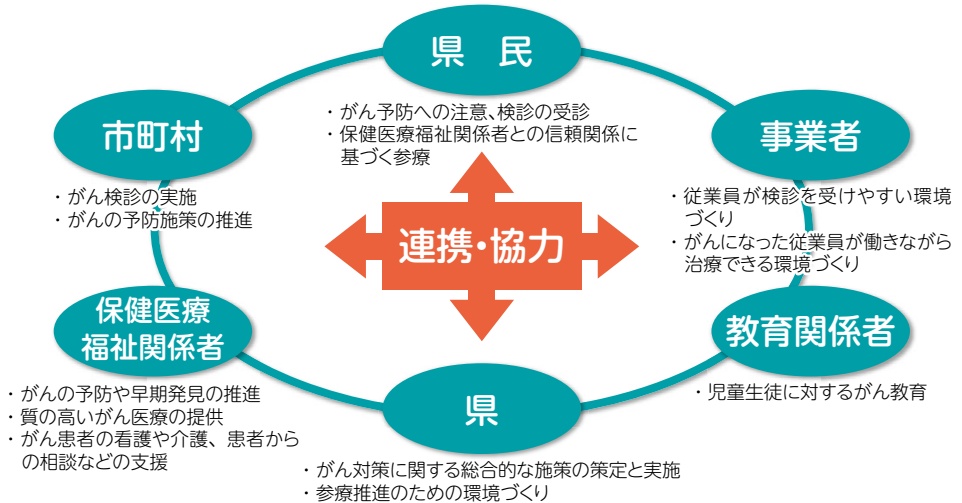
このような状況を踏まえ、県議会議員の提案により、平成27年12月18日に「茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例」が公布・施行されました。(ただし、第18条の規定(がん登録の推進)は、平成28年1月1日から施行)

2) 参療とは

条例の題名にも含まれる「参療」とは、条例で初めて定義する新しい言葉です。「参療」とは「県民自らが、がん医療に主体的に参画すること」を意味します。(第2条第1項に規定。)

3) 関係者の連携・協力

条例では、県だけでなく、県民や市町村などの役割も規定しており、お互いに連携・協力しながら、がん対策を進めていきます。



4) がん対策の基本的事項（4つの視点）

①がん予防の推進

- ・食生活、運動、喫煙などの生活習慣が健康に及ぼす影響など、がんについての正しい知識の普及啓発に取り組みます。
- ・学校において、児童生徒が、がんについての正しい知識と、がん患者への正しい認識を持つことができるがん教育を進めます。

②がん検診の推進

- ・がん検診の重要性や、検診を受けやすい環境づくりを進め、目標値である「受診率50%」の達成を目指します。
- ・10月を「茨城県がん検診推進強化月間」に設定します。
- ・がん検診の関係機関で組織する「茨城県がん検診推進協議会」を設置して、検診受診率の向上につながる取り組みなどを協議します。

③がん医療の充実

- ・すべての県民が、質の高い専門的ながん治療が受けられるように、拠点病院などの機能強化や医療従事者の育成に取り組みます。
- ・がん患者の療養生活を分断せずに、住み慣れた家庭や地域での在宅医療を進めます。

④がん患者とその家族に対する支援

- ・がんになっても安心して暮らすことができるよう、相談支援体制の充実などに取り組みます。
- ・がん患者が、病気だけを理由に離職せずに、また、離職した場合でも円滑に再就職ができるように、就労支援に取り組みます。

茨城県総合がん対策推進計画 ー第四次計画ー

(平成30～35年度)

スローガン

「がんを知り がんと向き合う」～県民の参療を目指して～

全体目標：科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
がん患者が適切な医療を受けられる体制の充実
がん患者が尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

計画の4つの柱と主な取り組み

1章 がん教育とがん予防

がんに関する正しい知識の
普及とがん予防対策を
推進します

取り組み

- がん教育の推進
(がんに関する知識習得とがん患者に対する理解の促進)
- がん予防推進員やがん検診推進サポーターを養成し
活動促進
- たばこ対策、食生活改善・運動、感染症対策の推進

2章 がん検診と精度管理

がんの早期発見のため
検診受診率と検診精度の
向上を推進します

取り組み

- 個別受診勧奨・再勧奨の推進
- がん検診を受けやすい環境の整備
- がん検診追跡調査等事業による精密検査受診の
支援・精度管理の充実

3章 がん医療提供体制と生活支援

がん医療提供体制の整備や
緩和ケアの推進と併せて、
がん患者等の生活支援体制の
整備を推進します。

取り組み

- がんゲノム医療など専門的な医療体制の整備
- AYA世代のがんへの対応
- がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターを
中核とした多様な相談体制の充実

4章 がん登録とがん研究

がん登録事業の強化や
臨床研究を推進します。

取り組み

- 全国がん登録の精度向上

いばらき みんなのがん相談室

県民の皆様が抱える様々な不安や悩みに幅広く対応していくため、がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターに加え、平成28年7月から、公益社団法人茨城県看護協会に委託し、病院外に「いばらき みんなのがん相談室」を設置しています。年間1000件以上のがんに関する悩み事や不安などのご相談を専門の相談員（看護師など）が、お伺いします。守秘義務をしっかりと守り対応します。必要あれば、必要のある部門へ繋がります。



いばらき みんなのがん相談室

無料です

相談方法 お電話もしくは面談

029-222-1219

受付時間 月曜～金曜 9:00～16:00

*土日祝日、8/13～8/15、12/29～1/3を除く

こんなときご相談ください

- がんになり、どうしたらいいかわからない
- 治療や副作用について知りたい
- 家族などががんになった時、どうすれば？
- セカンドオピニオンって？
- 不安な気持ちだけでも話したい
- 補助金ってどんなものがあるの

連絡先

公益社団法人茨城県看護協会

〒310-0034 水戸市緑町3-5 (茨城県保健衛生会館内)

Tel.029-222-1219 ✉ibagan@ina.or.jp ※面談は要予約



茨城県がん先進医療費利子補給金助成事業について

先進医療の治療費が
実質的に無利子で
借り入れできます

借入上限
300万円
以内

金利
6%以内
(保証料率含む)

償還期間
7年以内
(84か月)

■どんな支援が受けられるの？

⇒茨城県民の皆様が、がん先進医療の治療費を金融機関から借り受けた場合に、その利子を**茨城県が補助**します。

【対象金融機関（2020. 3月現在）】

●常陽銀行 ●筑波銀行 ●水戸信用金庫 ●結城信用金庫 ●茨城県信用組合

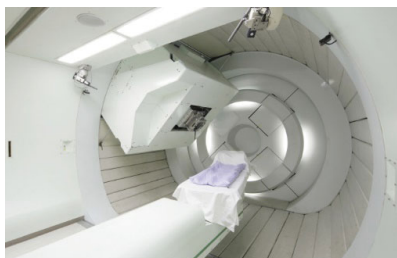
■がん先進医療の治療費とは？

⇒がん治療を目的に行われる「がん先進医療」の技術料です。

【先進医療の例】

- 陽子線治療 ●重粒子線治療
- 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術
- 術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法 など

※先進医療のうち、がんの治療を目的に行われるものが、利子補給の対象となります。



※陽子線治療装置(筑波大学附属病院)

先進医療の詳細については厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省 先進医療

Q 検索

■どの病院で治療を受けてもいいの？

⇒全国の医療機関での治療が対象になります。

■誰でも補助を受けられるの？

⇒1年以上県内に住所を有していることや、世帯の課税総所得が600万円以下であることなどの条件があります。

※制度の詳細については茨城県のホームページ(総合がん情報サイトいばらき)をご覧ください、下記までお問い合わせください。

お問合せ

茨城県保健福祉部健康地域ケア推進課がん・生活習慣病対策推進室

☎029-301-3224

✉yobo2@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県がん患者家族療養生活事業について

**在宅で療養生活を送る、がん患者さんや
その家族の日常生活を支援します**



近年、入院期間が短縮され、在宅で療養生活を送るがん患者さんが増加しています。そのため、がん患者さんやその家族が互いに交流したり、日常生活の質を高める場が求められています。

県では、がん患者さんやその家族が、心身のリハビリテーション等を通して心身の充実を図り、生活の質を高められるよう、がん専門病院などで開設している「がん患者家族デイケア・サロン」を支援しています。看護師などの医療専門職が、がん患者さんやその家族の心身の質の向上を図るためのプログラムを提供していますので、ぜひご利用ください。



茨城県のホームページ（総合がん情報サイトいばらき）に各会場の最新の情報を提供していますので、ご覧ください。

※開設時間等が会場により異なりますので詳細は各会場にお問合せください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/sogo/yobo/cancergrop/daycare.html>

【がん診療連携拠点病院】

病 院 名	茨城県立中央病院	(株)日立製作所日立総合病院
サロン名称	がんデイケアサロン	がんサロン ※名称検討中。
対 象 者	がん患者及びその家族など、当該サロンを希望する全ての来院者	がん体験者・家族
開 催 日 時	毎週水曜日 9時30分～15時30分	毎月第4金曜日 13時～15時
開 催 場 所	がんセンター棟5階(緩和ケア病棟)デイルーム	1号棟5階 A会議室
会 場 の メッセー ジ	症状は安定しているけれど、一人で家にいるのは心細い、仕事を再開したいけれど、体力に自信がない…理由はそれぞれ。少し外に出てみようと思われたら、是非一緒に、患者さんご家族も、悩みを分かち合ったり、趣味活動をしてみたい。毎週午前・午後とやっていますが、入退室自由です。ふと思いついたら、是非お越しください。	がんに関するミニレクチャー・交流会・ストレッチを実施しています。お気軽にご参加ください。お待ちしております。
連 絡 先	0296-77-1121(代表) (デイケア担当または緩和ケア病棟)	0294-23-1111(代表) 内線:4416 (がん相談支援センター)

病 院 名	(株)日立製作所ひたちなか総合病院	東京医科大学茨城医療センター
サロン名称	がん患者サロン	デイケアサロン
対 象 者	がん患者及び家族	通院治療中や在宅療養中のがん患者とその家族
開 催 日 時	毎月第3金曜日 13時30分～15時	毎月第1または第3土曜日 8時30分～11時30分
開 催 場 所	会議室2・3	東館2階 化学療法センター
会 場 の メッセー		是非1度参加してみてください。お待ちしております。 
連 絡 先	029-354-6843(直通) (がん相談支援センター)	029-887-1161(代表) (総合相談・支援センター)

病 院 名	友愛記念病院
サロン名称	がんサロン ほんわか
対 象 者	がん体験者・家族及び会に興味のある方
開 催 日 時	毎月第2・4金曜日 13時30分～16時30分
開 催 場 所	病院2階 ゆうあいホール
会 場 の メッセー	前半は院内各職種によるミニ講座やボランティアさんによる音楽や朗読の鑑賞会、ヨガ体操を行い、後半はお茶を飲みながらのおしゃべり会を開催しています。アットホームな会なのでお気軽にご参加ください。
連 絡 先	0280-97-3000(代表) (がん相談支援センター)



【その他施設】

団体・患者会名	さくらがわ がん患者家族デイクケアサロン
主な対象疾患等	がん全般
主な活動場所	大和クリニックカンファレンスルーム 訪問看護ステーション愛美園 (桜川市大国玉2513-12)
活動内容等	・医療者によるセミナーや茶話会（フリートーク）を開催しています。 ・予約不要・参加費無料です。日時はお問合せください。
連絡先	0296-20-6780



Ⅱ

医療費や生活費について



Ⅱ 医療費や生活費について

① 高額療養費制度

高額な診療を受けることになった場合、高額療養費制度により、患者さんの自己負担額を一定の範囲内に抑えることができます。月々の自己負担額の上限は、年齢や所得、高額療養費制度を活用した回数により異なります。

また、手続きをすることにより、病院や薬局での支払い額を軽減することもできます。入院時の食事代や差額ベッド代はこの制度の対象外です。

1) 70歳未満の方の自己負担額の上限

所得区分ごとに1か月の自己負担額の上限が決められています。

所得区分		1か月の自己負担額の上限
ア	年収約1,160万円～の方 健保：標準報酬月額83万円以上の方 国保：年間所得901万円超の方	252,600円+(総医療費－842,000円)×1%
イ	年収約770～約1,160万円の方 健保：標準報酬月額53万円以上83万円未満の方 国保：年間所得600万円超901万円以下の方	167,400円+(総医療費－558,000円)×1%
ウ	年収約370～約770万円の方 健保：標準報酬月額28万円以上53万円未満の方 国保：年間所得210万円超600万円以下の方	80,100円+(総医療費－267,000円)×1%
エ	～年収約370万円の方 健保：標準報酬月額28万円未満の方 国保：年間所得210万円以下の方	57,600円
オ	住民税非課税の方	35,400円

・同じ月の同一の医療機関等における自己負担額の合計が「1か月の自己負担額の上限」に記載されている額を超えた場合に高額療養費が支給されます。

・「高額療養費限度額適用認定証」を取得し、医療機関等に提示すると、各医療機関や薬局などでの支払い額が上記金額内におさまります。

・世帯合算について（70歳未満のかたの場合。後期高齢者医療制度加入者を除く）
 同じ保険に加入しているかた（例：国保に加入している被保険者とそのご家族、協会けんぽに加入している被保険者とそのご家族など）が同じ月に21,000円以上を複数の医療機関に支払った場合は、支払った金額を合算し、高額療養費制度を活用することができます。被保険者のかたのみが複数の医療機関で21,000円以上支払った場合でも、ご家族のかたのみが複数の医療機関で21,000円以上支払った場合でも、合算の対象になります。21,000円未満の支払い額は合算の対象になりません。また、住民票上の世帯が同じであっても、加入している保険が別々の場合は、合算できません。

2) 70歳以上の方の自己負担額の上限

所得区分により1か月の自己負担額の上限が決められています。現役並み所得者Ⅲ・Ⅱ・Ⅰに該当するかたは、入院と通院のときの自己負担額を合算します。一般および低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する方は、入院した月と入院をしなかった月とで計算方法が異なります。

後期高齢者医療保険の被保険者の方

所得区分		1か月の自己負担額の上限		
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)		252,600円+(総医療費－842,000円)×1%		
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)		167,400円+(総医療費－558,000円)×1%		
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)		80,100円+(総医療費－267,000円)×1%		
一 般Ⅱ	外来受診のみの月	6,000円+(総医療費－30,000円)×10%、または18,000円のいずれか低い方	入院をした月	57,600円
一 般Ⅰ		18,000円		57,600円
低 所 得Ⅱ		8,000円		24,600円
低 所 得Ⅰ				15,000円

- ・同じ月の複数の医療機関等における自己負担額の合計が「1か月の自己負担額の上限」に記載されている額を超えた場合に高額療養費が支給されます。
- ・現役並み所得者Ⅱ・Ⅰおよび低所得者Ⅱ・Ⅰに該当するかたは、申請手続きをし、「限度額適用認定証」を取得すると窓口での支払い額が軽減されます。

3) 高額療養費限度額適用認定証の取得について

高額療養費限度額適用認定証は、保険者（国民健康保険の場合は各市区町村役場の国保年金課。組合健康保険の場合は加入する各健康保険組合。協会けんぽ、船員保険の場合は全国健康保険協会の各都道府県支部。共済組合の場合は加入する各共済組合）に申請することにより交付される認定証です。70歳未満の方、また、70歳以上の該当者の方は、この認定証を取得し、病院や薬局などで提示することにより、支払い額が上限額以内になります。

4) 多数回該当による自己負担額の軽減

過去12か月以内に、高額療養費の支給に該当する月が3回以上あった場合、1か月の自己負担額の上限額が下がります。

70歳未満の方

所得区分		多数該当の場合の1か月の自己負担額の上限
ア	年収約1,160万円～の方	140,100円
イ	年収約770～約1,160万円の方	93,000円
ウ	年収約370～約770万円の方	44,400円
エ	～年収約370万円の方	44,400円
オ	住民税非課税の方	24,600円

70歳以上の方

所 得 区 分	多数該当の場合の1か月の自己負担額の上限
現役並み所得者Ⅲ	140,100円
現役並み所得者Ⅱ	93,000円
現役並み所得者Ⅰ	44,400円
一 般	44,400円
低所得者Ⅱ	制度適用なし
低所得者Ⅰ	

Q & A



Q

わたしは60歳です。所得区分は「ウ」です。月々の最終的な自己負担額はいくらになるのですか？「外来化学療法をします。1か月の薬代は100万円程度ですが、保険が効くのでそれほど負担にならないと思います」と先生に言われました。自己負担は3割です。

A

ここでは例として、保険が適用される前の、診察や検査、点滴で行う化学療法の薬剤、薬局で購入する薬剤などの費用の総額が100万円だと考えて、自己負担額を計算してみます。自己負担が3割の保険証をお持ちなので、自己負担は30万円だと考えてしまうと思いますが、高額療養費制度の対象になりますので、上記の表の「ウ」の計算式に当てはめて計算します。計算式は、 $80,100\text{円} + (1,000,000\text{円} - 267,000\text{円}) \times 1\%$ になるので、自己負担額は、87,430円になります。

Q 会計窓口での支払いが、87,430 円で済むということですか？

A 保険証のみの提示では、会計窓口での支払いは 30 万円になってしまいます。後日、高額療養費が支給されるので、212,570 円が戻り、最終的な自己負担額は 87,430 円になります。ただ、30 万円を会計窓口で支払うのは大変だと思います。

Q 窓口での支払額を少なくする方法はありますか？

A はい。保険証を発行している市町村や組合などから「高額療養費限度額適用認定証」を発行してもらい、病院の窓口で提示していただくと、病院での支払い額が 87,430 円に収まります。国保の保険証をお持ちですか？

Q はい。

A そうでしたら、国民健康保険の窓口が手続きの窓口になります。

Q 調剤薬局で購入するお薬もあるのですが、その費用は対象外ですか？

A 処方箋に記載されている薬剤も対象です。薬局でも、自己負担額の上限に達するまで毎月支払いをします。最終的には、病院で支払った額と薬局で支払った額とを合算し、「1か月の自己負担額の上限」を超えた場合は、超過した額が戻ってきます。

Q 62歳です。「高額療養費限度額適用認定証」を交付してもらい、病院の窓口に提示したので、今月の医療費の支払いは87,430円以内に収まっています。「副作用もないので、同じ治療をしばらく続けましょう」と先生に言われました。これから毎月この金額がかかるのでしょうか。この制度があることは大変ありがたいのですが、正直なところ、毎月この金額を支払うとなるとかなり負担です。

A 多数回該当による自己負担の軽減、という仕組みがあります。具体的には、3回は87,430円を支払わないといけません。その後は、自己負担額の上限が44,400円になります。

Q 78歳です。ときどき入退院を繰り返しています。入院をすると、その月のわたしの自己負担額の上限が57,600円になることは理解しています。76歳の妻も病院通いをしていて、ときどき入院することもあります。ふたりとも入院してしまうと、費用のことが心配です。医療費はどの程度になるのでしょうか？所得区分は「一般」です。

A どちらかの方、あるいはおふたりが入院なさった月は、自己負担額の上限が、最終的には、おふたり合わせて57,600円になります。まず、ご夫婦それぞれの方が、57,600円を上限に医療費が請求されます。一旦、おふたりが請求額を支払い、後日、市町村の窓口で申請することにより、ご夫婦の自己負担額が57,600円になるよう払い戻されます。
また、外来受診のみの月の自己負担額は、個人単位で計算をします。ご夫婦それぞれが18,000円を上限に支払うことになり、合算はできません（現役並み所得者の方は合算できます）。

Q 同居している息子夫婦が病院にかかった場合もいっしょに計算していいのですか？60代で国保の加入者です。

A いっしょに計算できません。後期高齢者の医療保険を受けている方と国民健康保険に加入している方とは別々に計算します。

※自己負担限度額は、同じ月、同じ医療機関ごと入院・外来別に計算されます。
入院と外来双方を同じ医療機関で受診する場合であっても、自己負担限度額の計算は窓口支払い時点では別々に行われますが、後日、保険者（健康保険組合等）に入院の自己負担額と外来の自己負担額を合算して高額療養費支給申請を行うと、限度額を超えて支払った自己負担分が戻ってきます（合算できるのは、ひと月の自己負担額が21,000円を超えるものに限られますので注意が必要です）。

〔執筆〕 株式会社製作所 ひたちなか総合病院
医療ソーシャルワーカー 高野 和也

2 その他の制度(その他にも次に示すような色々な制度があります)

(詳しくは相談支援センターや市町村にお尋ねください。)

1) 標準負担額減額認定証(家計状況で入院中の食費が減額される制度)

住民税非課税世帯などの低所得者は、入院時食事療養費(通常1食460円)の自己負担額が減額されます。

食費の自己負担額

負 担 区 分	食費(1食につき)
現役並み所得・一般の被保険者	460円
住民非課税等 区分Ⅱ 過去12か月の入院日数が90日以内	210円
住民非課税等 区分Ⅱ 過去12か月の入院日数が90日超(長期該当)	160円
住民非課税等 区分Ⅰ	100円

・区分Ⅱに該当する方

世帯員全員が住民税非課税である方のうち、区分Ⅰに該当しない方

・区分Ⅰに該当する方

住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者

＜申請窓口＞ 本人が加入している医療保険の保険者

2) 高額療養費貸付制度(医療の自己負担額を一時的に借りられる制度)

医療費が高額医療費の自己負担限度額を超える場合、医療費の支払いに充てる資金として自己負担限度額を超えた「高額医療費に相当する金額に近い金額(高額療養費支給見込み額の8割相当額)」を無利子で借り入れることができます。

＜申請窓口＞ 本人が加入している医療保険の保険者

3) 確定申告による医療費の控除

その年の1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額（10万円）を超えるときは、確定申告をすることにより所得税が還付される場合があります。

<申請窓口> 税務署

4) 介護サービスを受けている場合に利用できる制度

- (A) 高額介護・高額介護予防サービス費利用者が同じ月内に受けた介護保険サービスの利用者負担の合計額のうち、利用者負担の上限を超えた分が支給されます。
- (B) 高額医療・高額介護合算制度医療の「高額療養費制度」と介護の「高額介護・高額介護予防サービス費」の両方を利用した上で、合わせた総額が1年間に一定額を超えた場合に払い戻しを受けることができます。

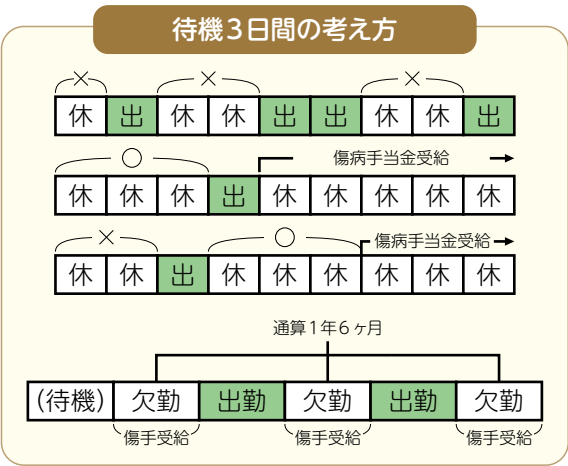
<申請窓口> 市町村担当課

5) 傷病手当金

社会保険の被保険者が、病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

<支給内容>

傷病手当金は、病気やけがのために会社を休んだ日が連続して3日あったうえで、4日目以降に休んだ日に対して支給されます。支給期間は通算して1年6か月です。ただし、休んだ期間に事業主から傷病手当金よりも多い報酬額の支給を受けた場合は支給されません。



<支給される額>

1日あたりの金額：支給開始日の12か月間の各標準報酬月額を平均した額÷
30日×(2/3)

<申請窓口> 本人が加入している医療保険の保険者

＊標準報酬日額を基準にするため、給与所得者が対象であり、国民健康保険の加入者にはこうした制度はありません。

6) 医療福祉費支給制度

妊産婦、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）、重度心身障害者などの医療福祉受給者の方が、必要とする医療を容易に受けられるよう、医療保険で病院などにかかった場合の一部負担金相当額を公費で助成し、医療費の負担を軽減する制度です。

<対象者の区分と要件>

妊産婦	母子手帳の交付を受けた方で、妊娠の継続または安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷の場合に限る
母子家庭	18歳未満の児童とその児童を監護又は養育している母 20歳未満の一定の障害児とその母 20歳未満の別に定める高校等の在学生とその母 父母のいない児童
父子家庭	18歳未満の児童とその児童を監護又は養育している父 20歳未満の一定の障害児とその父 20歳未満の別に定める高校等の在学生とその父
重度心身障害者	身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方 身体障害者手帳3級の内部障害の交付を受けた方 知能指数が35以下と判定された方 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の交付を受けた方 障害年金1級の対象となった方 特別児童扶養手当1級の対象となった方 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方

<対象者の区分と自己負担>

妊産婦・母子家庭・父子家庭	外来自己負担 1日600円（月2回限度）
	入院自己負担 1日300円（月3,000円限度）
重度心身障害者	外来・入院の自己負担なし

- ・ 県内の医療機関を受診する場合…医療福祉費受給者証を医療機関の窓口
に提出します。
- ・ 県外の医療機関を受診する場合…医療保険の一部負担金を医療機関の窓
口に支払い、後日市町村担当課で払い戻しを受けます。

<申請窓口> 市町村担当課

7) 一部負担金の減免制度

災害や失業などの特別な理由により、一時的に一部負担金の支払いが困難とな
った場合、医療機関や薬局の窓口で支払う一部負担金（医療費の自己負担
限度額）の減額または免除をする制度です。減額または免除された一部負担
金は、加入している医療保険者から支払われます。

<申請窓口> 市町村担当課

8) 生活保護

生活に困っている人に対して、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的
として、その困窮の程度の応じ、必要な保護を行う制度です。

<保護の前提となる要件>

- ・ 不動産、自動車、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない。
- ・ 就労できない、または就労していても必要な生活費を得られない。
- ・ 年金、手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない。
- ・ 扶養義務者からの扶養は保護に優先される。

<支給の内容>

- ・ 年齢、世帯構成、地域別等を考慮し、最低生活費が計算され、支給されます。
- ・ 生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、
葬祭扶助等が受けられます。

<申請窓口> 福祉事務所

9) 生活福祉資金貸付制度

低所得の世帯、介護が必要な方のいる高齢者世帯、傷患者世帯等に対し、資金の貸し付けを行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。使用する目的によって、貸し付け条件や限度額が決められています。負傷や傷病の療養に必要な経費を対象とした貸付や、一時的に生活困窮に陥った時の貸付、失業や減収により生計維持が困難になった時の貸付等があります。

<貸付資金の種類>

福祉資金・教育支援資金・総合支援資金・不動産担保型生活資金・小口生活資金

<貸付利子> 連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

<申請窓口> 社会福祉協議会

10) 障害年金

病気やけがが原因で生活や仕事に支障をきたしたとき、障害給付として生活を保障するため年金が支給される制度です。給付を受けるときの障害等級は、重い方から1、2、3級となっています。がんの方の場合、各人の状況によって総合的に判断されますが、喉頭摘出や人工肛門の造設を受けた場合等、さまざまな状態の方が対象になります。がんの治療によって全身が衰弱した状態や、日常生活や仕事に制限を受ける状態になった方等も対象となります。年金の障害等級は、身体障害者手帳の等級は異なり、手続きも別に行う必要があります。

<給付内容>

初診日に国民年金に加入していた方は、障害基礎年金が支給され、厚生年金か共済年金に加入していた方は、障害基礎年金に加え、障害厚生年金か障害共済年金が支給されます。

また、厚生年金か共済年金に加入していた方の場合、年金の対象にならない軽い障害でも、障害手当金や障害一時金が支給される場合があります。

<給付を受けるための要件>

初診日に年金に加入していること、一定の保険料の納付があること、一定の障害の状態にあること等の要件を満たしている必要があります。

<申請窓口>

初診日に国民年金に加入…市町村の国民年金担当課

初診日に厚生年金に加入…年金事務所

初診日に共済年金に加入…各共済組合

〔執筆者〕 茨城西南医療センター病院

医療ソーシャルワーカー 岩瀬 祥枝

3 小児医療の制度

1) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童福祉法に基づき、対象疾病（788疾病）に罹患し、医療機関においてその治療をしている方に対して医療費を助成する制度です。

1. 対象者

(1) 小児慢性特定疾病788疾病に罹患していて、国の定めた診断基準 ^{*1} を満たす方

(2) 対象年齢：18歳未満（更新申請の場合は20歳未満）

民法改正による成人年齢引き下げに伴い、18歳以上の方の申請手続きが一部変更となりました。

2022年4月1日以降は「成年患者」として、「本人名義での申請手続き」を行っていただきます。

なお、支給内容自体に変更はありません。詳細は管轄保健所にご確認ください。

(3) 申請に基づき対象疾病の基準 ^{*1} に該当するかどうか審査会があります。審査会で承認された場合、医療費の助成を受けられます。

^{*1} 対象疾患や対象基準については、小児慢性特定疾病情報センターのホームページ (<https://www.shouman.jp>) を参考にしてください。

2. 対象となる医療の範囲

各都道府県から指定を受けた「指定医療機関」 ^{*2}（病院・診療所・保険薬局・訪問看護事業所等）で受けた小児慢性特定疾病及び小児慢性特定疾病に付

随して発生する傷病に関する医療となります。

原則として申請があった医療機関で受療した場合に限られます。しかし、申請を行えば他都道府県の医療機関で受療することも可能です。

その他、食事療養費標準負担分の2分の1が助成されます。

***2** 茨城県保健福祉部のホームページ (<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi>) を参考にしてください。

3. 自己負担金

加入している各医療保険等の患者負担のうち、市町村民税課税額等に応じた自己負担額を除いた額が助成されます。

階層区分	階層区分の基準		一般	重症患者 ※	人工呼吸器 等装着者
生活保護（Ⅰ）	－		0		
低所得Ⅰ（Ⅱ）	市町村民税 非課税(世帯)	世帯収入 ～80万円	1,250		500
低所得Ⅱ（Ⅲ）		世帯収入 80万円超	2,500		
一般所得Ⅰ（Ⅳ）	市町村民税 7.1万円未満		5,000	2,500	
一般所得Ⅱ（Ⅴ）	市町村民税 7.1万円～25.1万円未満		10,000	5,000	
上位所得（Ⅵ）	市町村民税 25.1万円以上		15,000	10,000	
入院時の食事療養費			1/2 自己負担		

※ 重症患者とは①国の定める重症基準に該当する方、②高額な医療が長期的に継続する（月ごとの該当する医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある）方を指します。

4. 助成対象とならない費用

- （1）受給者証に記載された病名以外の病気やケガによる医療費
- （2）医療保険が適用されない医療費（保険診療外の治療・調剤，差額ベッド代、個室料等）

- (3) 医療機関・施設までの交通費、移送費
- (4) 治療用装具の作製費用や、はり、きゅう、あんま、マッサージ費用
- (5) 認定申請時などに提出した医師意見書（診断書）作成費用
- (6) 療養証明書の証明書作成費用
- (7) 申請時に記載した指定医療機関以外を受診した場合
→指定医療機関の追加は可能です
緊急時・やむを得ない事情がある場合を除きます。管轄保健所にご相談ください。
- (8) 申請する以前の医療費（原則、申請日以前に遡及して適用されません）

5. 申請方法

お住いの地域を管轄する保健所が申請窓口となります。

必要書類をそろえて保健所に来所のうえご申請ください。なお、必要書類は茨城県のホームページからダウンロードが可能です。

郵送による申請も可能ですが、事前に申請窓口にご相談ください。

6. 認定機関

認定となった場合の医療受給者証の有効期間は、申請書を提出した日から1年以内となります。

例：2022年4月15日（申請日）～2023年3月31日まで

2) 小児医療福祉制度 ③

小児の方が必要とする医療を容易に受けられるよう、医療保険で病院にかかった場合の一部負担金相当額を公費で助成し、医療費の負担を軽減する制度です。

所得制限が設けられています。

（注 1）他の公費負担医療（小児慢性特定疾病等）の給付を受けられる場合は、その自己負担額を助成します。

1. 対象者

外来：0歳から小学6年生まで

入院：0歳から高校3年生まで

2. 自己負担

外来：1日600円（1医療機関毎月2回を限度）

入院：1日300円（1医療機関毎月3,000円を限度）

※ 食事療養費は自己負担となります。

※ 上記を基準とし、市町村ごとに独自の制度を設けている場合もありますので、詳しくはお住いの市町村の医療保険担当窓口にご確認ください。

3）特別児童扶養手当

精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的にしています。

1. 対象者

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。

認定基準があり、審査会で承認された場合に支給されます。

所得制限があります。認定基準を満たしていても一定以上の所得の方は対象となりません。

2. 支給月額（令和4年4月適用額：年度によって金額に若干の変動あり）

1級 52,400円 / 2級 34,900円

3. その他

原則として毎年3回（4月、8月、12月）に、それぞれの前月分までが支給されます。

各種手帳の有無は関係ありません。

居住市町村の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。

4) 障害児福祉手当

重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としています。

1. 対象者

精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給されます。

認定基準があり、審査会で承認された場合に支給されます。

所得制限があります。認定基準を満たしていても、受給資格者（重度障害児）の前年の所得が一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるとき、手当は支給されません。

2. 支給月額（令和4年4月適用額：年度によって金額に若干の変動あり）

14,850円

3. その他

原則として毎年4回（2月、5月、8月、11月）に、それぞれの前月分までが支給されます。

各種手帳の有無は関係ありません。

居住市町村の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。

5) がんの子どもを守る会療養援助事業

小児がんの医療費は、一部を除き公費負担となっています。しかし、治療期間が長期にわたること、保護者の付添いによる二重生活やきょうだい児の保育などによる経済的負担も生じてきます。

がんの子どもを守る会では、患児が等しく必要とする医療が受けられることを願い、1968（昭和43）年から今日まで、経済的援助を行っています。

1. 対象者

18歳未満で小児がんを発症し、申請時20歳未満の抗腫瘍治療中の患児の家族（一疾病で一回限りの援助）で、以下の条件に該当する場合

- (1) 給与所得者：前年の課税所得（源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から、「所得控除後の金額」）を引いた額が400万円以下の場合
- (2) 自営業者：前年の確定申告書Bの「課税される所得金額（26）」（専従者がいる場合は「課税される所得金額（26）」に「専従者給与（控除）額の合計額（50）」及び「青色申告特別控除額（51）」を加算した金額）が400万円以下の場合

※ 両親が共働き等、生計を一にする親族に所得がある場合は合算となります。

2. 援助対象事項

- (1) 抗腫瘍治療中で入院療養に必要な対応として①～③のいずれかに該当する場合

① 以下の治療を要する場合

移植の実施／難治性（転移もしくは再発がある又は有効な治療法がない）のため治療を要する場合／特殊治療が必要

② 治療上のやむを得ない理由から治療施設と自宅が片道150Km以上離れている遠隔地で治療を要した場合

③ 未就学児のきょうだいがいる場合

- (2) 抗腫瘍治療中で入院・外来を問わず課税所得100万円（生計を一にする親族に所得がある場合は合算）以下の世帯（生活保護受給世帯を含む）

6）淳彦基金（<https://hla.or.jp/med/atsuhiko/>）

2001年、急性骨髄性白血病と闘った勝木淳彦さん（享年26歳）の夢を受け継いで、HLAの検査費用で命をあきらめることのないよう、HLA研究所の検査費用を「淳彦基金」が応援しています。

経済的事情のある方へHLA検査費用の援助を行うものです。

1. 対象者

母子家庭や生活保護受給者

2. 内容

移植を必要とする方の HLA 検査費用を援助

- ・全額支援「アツヒココース」
- ・長期貸付「アユム君コース」
- ・短期貸付「マホちゃんコース」1 年以内返済

※ HLA 検査が決まりしだい基金に連絡することが原則となります。



7) 佐藤さち子記念「造血細胞移植患者支援」基金

この基金は亡くなられた佐藤さち子さんの遺志を受け、多くの皆様のご協力を得ながら運営されています。

この基金により多くの患者に生きるチャンスが得られるよう支援します。

1. 対象者

- ・造血器細胞移植（血縁・非血縁・自家・さい帯血・末梢血を問わない）を望みながら、経済的理由により実施が困難な患者とその家族。
- ・日本国内に居住し、日本国内で造血細胞移植を受けようとしていること。
- ・世帯の総収入が、当基金の定める額を超えていない方

2. 内容

- ・患者本人の医療費（高額療養費制度など利用した最終的な負担額）の一部
- ・公益財団法人 日本骨髄バンクに支払う患者負担金
- ・造血細胞移植医療に伴う交通費・滞在費・及びその他入院に伴い必要となる直接費用の一部
- ・患者が18歳未満の場合、付き添い家族1人分の滞在費
- ・助成総額の限度額は30万円
- ・助成対象の期間は移植を挟んだ3カ月間

※ 移植日決定後、移植前3カ月から（事前申請）・移植日から3カ月以内（事後申請）に申請書類を提出する必要があります。

8) 志村大輔基金

(<https://www.marrow.or.jp/patient/shimuradaisuke-fund.html>)

慢性骨髄性白血病と闘いながらも、2012年1月39歳で還らぬ人となった志村大輔さんの遺志を受け継ぎ設立された患者支援基金です。

生涯にわたる分子標的薬治療のために高額な療養費の負担を強いられる患者さんへの支援と、若くして発病した男性患者さんの「いつの日か子どもを授かりたい…」という希望を、精子保存という方法で未来につなぐことを願って、故人のご友人、ご家族、当協議会が一体となって運営しています。

1. 対象者

① 分子標的薬治療支援

- ・血液疾患で分子標的薬治療を受け、かつ、経済的に困窮している70歳未満の患者とその家族
- ・日本国内に居住し、日本国内で治療中であること
- ・前年の世帯の総収入が当基金の定める額を超えていない方（所定の算定表により算出）

② 精子保存支援

- ・血液疾患の治療のため、今後、造血細胞移植や抗がん剤治療を開始予定で精子保存をされる45歳以下の方
- ・日本国内に居住し、日本国内で治療中であること
- ・前年の世帯の総収入が、当基金の定める額を超えていない方（所定の算定表により算出）

2. 内容

① 分子標的薬を処方され、高額療養費を負担した月が対象

限度額認定区分（ウ）・（エ）・（オ）によって助成内容が異なりますので、詳しくはホームページをご確認ください（<https://www.marrow.or.jp/patient/shimuradaisuke-fund.html>）。

② 下記のうち妊孕性温存療法研究事業の助成の対象とならなかった費用または上限を超えた金額

- ・精子保存にかかる採取費用。採取のための交通費の一部

- ・ 保存費用（最長5年分）支払毎に申請
- ・ 上限額 総額20万円

- ※ 通常の採取方法のみ対象といたします。精巣内精子採取術など手術を伴うものは対象外となります（保存費用は申請いただけます）。
- ※ 自治体で「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」が開始されました。2021年4月以降に採取保存された方は自治体へ申請してください。自治体の助成の対象とならなかった費用が対象となります。2021年3月までに採取保存（申請は採取から6カ月以内です）された方は、こちらの医師の推薦書 をご提出ください。

9) こうのとりのマリーン基金

(<https://www.marow.or.jp/patient/konomorimarine-fund.html>)

骨髄バンクやさい帯血バンクの成長と医療技術の進歩により、造血細胞移植医療は多くの患者さん達に治療をもたらしてきましたが、若い女性の場合、治療の過程で生殖機能にダメージを受け不妊となる可能性もあります。一方で、生殖医療の進歩によって、がん患者のための未受精卵子保存などの研究が進められ、今や造血細胞移植を始める前に卵子を保存し、完治した将来に子どもをもつことも夢ではなくなっています。

「こうのとりのマリーン基金」は、そんな未来への希望をつなぐために、未受精卵子の採取・保存を経済的に支援します。本基金は「助成」制度となります。

1.対象者

- ・ 造血細胞移植や抗がん剤治療を開始する予定で未受精卵子の保存をした方
- ・ 日本国内に居住し、日本国内で治療中であること
- ・ 卵子採取時35歳以下で未婚の方
- ・ 前年の世帯の総収入が当基金の定める額を超えていない方

- ※ 自治体で「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」が開始されました。

2021年4月以降に採取保存された方は自治体へ申請してください。自治体の助成の対象とならなかった費用が対象となります。

2. 内容

- ・未受精卵子の凍結保存にかかる採取・保存費用
- ・上限額 1 人 10 万円

3. 申請時期

未受精卵子の採取保存を実施してから6カ月以内
更新保存料を支払ってから3カ月以内

10) ハートリンク共済（生命保険）

ハートリンク共済は、ハートリンクの会員となられた方を対象とした保障制度であり、会員の皆様が相互に共済掛金を負担しあい、突然のケガや病気に備えるための「助け合い」・「相互扶助」を目的としております。

白血病などの小児がんを克服し、現在、健康な学校生活や社会生活を営んでいる人達がお申込みいただける保障制度です。

1. 対象者

① 本人プラン

- ・小児がん治療終了後、7年以上経過した現在健康な方（発症年齢18歳未満）
→再生不良性貧血の患者さんは骨髄移植後7年経過した方は加入できます
→LCHの患者さんは治療終了後7年経過した投薬のない方は加入できます
- ・年齢は12歳以上60歳未満の方（保障は60歳まで）
- ・本会所定の医師の診断書必要（最終治療日もしくは退院日と現在の健康状態確認）

② おうえんプラン

- ・年齢が18歳以上70歳未満の方（保障が70歳まで）
- ・診断書不要（健康状態についての告知が必要です）

2. 内容

- ① 医療保障コース本人プラン（死亡・入院・脳卒中入院・手術費用）
- ② 医療保障おうえんプラン（死亡・傷害後遺障害・入院・手術など）

〔執筆〕 茨城県立こども病院 医療ソーシャルワーカー 木村 仁美

Ⅲ

よりよい療養生活を送るために



Ⅲ よりよい療養生活を送るために

① 精神的な問題への対処

がんと告知されると、ご本人・ご家族ともに心身にさまざまな影響を受けます。近年ではマスメディアの発達でがんの情報を得る機会が多くなり、気持ちが揺らぐことも少なくありません。しかし、気持ちが揺らぐという反応は大きな衝撃から気持ちを適応させようとする自然な反応でもあります。

一見、がんとは心は関係ないように思われがちですが、治療の過程で生活や人間関係などにさまざまな変化が生じます。その変化が気付かないうちに精神的な疲労になり、色々なことを考えすぎて眠れない、今後のことをどのように決めたらいいのか迷っている、この気持ちを誰に話せばいいのかわからないというような状況になることもあります。そのような時には主治医、看護師などの医療スタッフに相談しましょう。

また、がん相談支援センターでは、ご本人からの相談だけでなく、ご家族の方がお困りの際にもご相談に応じることができますので気軽にご相談ください。



1) 患者様へ

一人で抱え込まずにお話をする事で、気持ちが楽になる方もいらっしゃいます。自分が心を許せる家族や友人に自分の気持ちを表現することも一つの方法です。誰に話せばわからない時、病院内にはがん相談支援センター、心のケアの専門家、がん経験者が相談対応するピアサポートなど気持ちを表現できる場もあります。相談窓口は病院ごとに異なりますので各病院にご確認のうえ、ご活用ください。

心身の緊張が強くなると胸式呼吸になりがちですが、腹式呼吸を意識して行なう呼吸法は気持ちをリラックスさせるのに効果的です。緊張が強いときには腹式呼吸を意識して行ってみましょう。また気持ちに余裕が出てきた時には自身が好きなことに挑戦してみるのも良いでしょう。

2) ご家族様へ

病気になってしまったご本人を目の前にどのように接すればいいのかわからず、戸惑うこともあると思います。何も言わずにご本人の気持ちに寄り添うことも大切な心のケアになります。また、お互いの思いのズレによって生じる誤解を減らせるよう、コミュニケーションを十分にとりましょう。ご本人の思いを聞き、それに対してどのようなことができるのかを話し合ったり、時にはご家族が心配していることをご本人に伝えることが大切です。

またご家族も本人と同じように心身ともに疲労します。ご本人に悪いなどと考えず、自身も十分な休息をとるようにしましょう。

(執筆者) ㈱日立製作所ひたちなか総合病院

臨床心理士 坂本 雅幸

● ガンと気持ちの落ちこみ(精神科治療) ●



「XXさん、検査結果から、残念なことにガンがあることがわかりました」

もしも主治医の先生から、このようなお話を突然、お聞きになったら、大変にショックをお受けになると思います。しばらくは頭が真っ白になってしまうかもしれません。ご家族のことやお仕事のことが思い浮かび、考えがまとまらなくなってしまうかもしれません。このような反応はもっともなことです。ご本人だけではなく、ご家族も同じような状態になられるかもしれません。

また、治療を受けていこうとお気持ちを切り替えても、いざ治療が始まると思いのほか心身の負担が大きく、そのことでお気持ちがつらくなるかもしれません。このようなことももっともなことだと思います。

ただ、いくら「もっともなこと」だとしても、毎日のように2週間も3週間も、気持ちのつらさが抜けない、夜中目覚めてしまう、いらいらする、治療を続ける気持ちが失せてしまう、今までなかった動悸や息苦しさを感ずるなどの症状が、いくつも出てきた時には注意が必要です。

それはガンと告知されて治療が始まることで起きる“もっともな反応”を通り越して、うつかもしれないからです。

ただ、ガン患者さまがうつになる理由は、いくつか考えられます。

まず、ガン自体がうつと関係することがあります。また、ガン治療のため

のお薬、あるいはお薬の組み合わせが影響しているかもしれません。場合によっては脳にガンが転移しているためにこころの症状が出ている可能性もあります。

他にもうつのように見える別の状態があります。たとえば、せん妄という寝ぼけのような状態が、うつと似ていることがあります。またガンによるお体の不調を“こころの不調”“うつではないか”と感じてしまうこともあります。これらを区別するには、やはりこころの病気の専門家である精神科医にご相談いただくことが必要になると思います。

精神科の受診は敷居が高いかもしれません。しかし、うつは100人中10人の方がかかるといわれ、決してまれな病気ではなく、また気が弱いからとか気が小さいからなる病気でもありません。むしろ、頑張り屋さんで真面目で我慢強く、なんでもご自分の力で解決しようとなさる方に多い病気とされています。

治療はうつの原因によって変わります。まずはお薬をお飲みになった方がよい場合、お薬ではなくカウンセリングが適当な場合、ガンの治療方法を変えた方がよい場合など、さまざまです。

主治医の先生とご相談のうえで、ご家族、ご本人が「いつもと違う。変だな」とお感じになることがあれば、精神科におかかりになることをご検討いただければと思います。

ところで精神科の外来には、メンタルクリニックと精神病院の外来の二つがあります。クリニックは敷居が低いかもしれませんが、その分、大変に混んでいます。精神病院の外来は敷居が高いかもしれませんが、クリニックよりも医師が多く、お待ちにならなくてもすむ可能性があります。また夜に精神科の当直の先生がいらっしゃるの、急なご相談がしやすいというメリットもあります。

どのクリニックや病院を選ぶかは、ご本人の体調などをご検討の上で、医療相談室などにご相談ください。

〔執筆者〕 茨城県立中央病院・茨城県地域がんセンター

医師 佐藤 晋爾

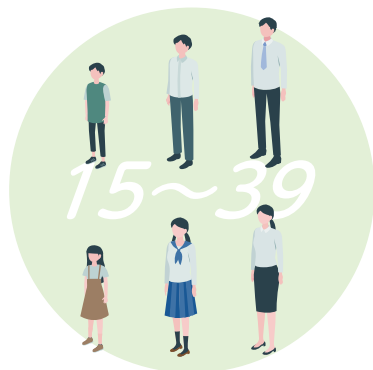
2 AYA世代のがん医療について

●AYA世代

AYAとは15歳以上40歳未満の思春期・若年成人（Adolescent and Young Adult）の略です。

A世代（Adolescent）は、15～19歳で、主に就学期。精神的・社会的自立に向けた段階でYA世代（Young Adult）は、20～39歳で、主に就労期。精神的・経済的に自立し始め、次世代を産み育て、社会を支える時期です。

AYA世代は、夢のある将来を描くことができる一方で、生物学的にも、精神的にも、社会的発達段階においても変化があり、悩みも多種多様で不安定な時期でもあります。



●AYA世代のがんの特徴

日本では、毎年約2万人のAYA世代が、がんを発症すると推定されています。AYA世代でがんを発症する人は、1年間でがんを発症する人100人のうち2人程度です。年代別にみると、15～19歳が約900人、20歳代は約4,200人、30歳代は約16,300人です。

AYA世代には、子どもから大人への移行期も含まれるため、小児で発症することが多いがんと成人で発症することが多いがんの両方の種類が存在します。そのため、AYA世代に多いがんの種類は、年代によって違いがあります。

15～19歳で発症することが多いがんは、小児期と同じように、白血病、生殖細胞から発生する胚（はい）細胞腫瘍・性腺（せいせん）腫瘍、リンパ腫、脳腫瘍、骨腫瘍などです。しかし、20～29歳では、胚細胞腫瘍・性腺腫瘍、甲状腺（こうじょうせん）がんが白血病よりも多く、30～39歳では、女性乳がん、子宮頸（けい）がん、大腸がんなど成人に多いがんが多くなります。

●AYA世代の悩み

どの年代も自分の将来は1番大きな悩みです。そんな中で、就学期は、学校のことが治療中の大きな課題となり、就労期は、仕事が大きな課題となっています。

また、新たな家族を築き始めている人にとっては、子どもを持つこと（不妊・生殖医療のこと）や自分の家族の将来が、大きな悩みとなっています。

がんを経験した AYA 世代の年代別の悩み

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～39歳
1位	自分の将来 61.9%	自分の将来 68.3%	自分の将来 61.3%	自分の将来 53.0%
2位	後遺症・合併症 44.4%	仕事 41.5%	仕事 51.6%	仕事 44.8%
3位	体力の維持または運動 41.3%	不妊治療や生殖機能 41.5%	不妊治療や生殖機能 50.0%	家族の将来 36.6%
4位	学業 38.1%	経済的なこと 36.6%	診断・治療 30.6%	経済的なこと 36.1%
5位	不妊治療や生殖機能 34.9%	後遺症・合併症 31.7%	後遺症・合併症 30.6%	不妊治療や生殖機能 34.4%

出典：冊子「AYA」平成 27～29 年度厚生労働科学研究「総合的な思春期・若年成人（AYA）世代のがん対策のあり方に関する研究」班作成

●AYA 世代がんの相談窓口と情報サイト

相談窓口

全国434施設のがん診療連携拠点病院にがん相談支援センターがあります。制度紹介や、今後の生活を一緒に考えます。患者会の情報などもあります。

情報サイト

がん全般の情報

- 国立がん研究センターがん対策情報センター がん情報サービス
<http://ganjoho.jp>

- 一般社団法人 AYA がんの医療と支援のあり方研究会
<https://aya-ken.jp/>

AYA がん領域の学術活動、教育活動、社会啓発及び人材育成等を行うことにより、思春期・若年成人がん領域における医療と支援の向上に寄与することを目的として、医療者、研究者、患者、家族などが協働して活動する研究会です。全国でのイベント情報なども掲載されています。

● AYA世代のがんとくらしサポート

<https://plaza.umin.ac.jp/~aya-support/>

病気や治療がAYA世代がん経験者の心、からだ、くらしに与える影響や、対応するときのヒント、人生との向き合い方のアドバイス、そして同様の経験をした「先輩」の体験談が掲載されています。

将来の子どもをもつことについての情報

● 特定非営利活動法人日本がん・生殖医療学会

<http://www.j-sfp.org/>

医療・生活の相談

● 国立がん研究センター がん相談支援センター

<https://ganjoho.jp/public/consultation/index.html>

全国434施設のがん診療連携拠点病院にがん相談支援センターがあります。拠点病院で治療をしていない方でも相談に応じています。

就労相談

● 一般社団法人CSRプロジェクト

<http://workingsurvivors.org>

専門家による電話相談やキャリア支援。雇用継続や就職・復職の悩みや不安について、同じ経験をした仲間と話す場だけではなく、社会保険労務士、産業カウンセラーなどの専門家による電話相談、職場の人事労務担当者などを対象とした電話相談事業などを実施しています。

がん情報サービス がんと仕事のQ&A

https://ganjoho.jp/data/public/qa_links/brochure/cancer-work/cancer-work.pdf

〔執筆者〕 茨城県立中央病院 がん看護専門看護師 柏 彩織

3 がん治療前の妊孕性温存について

医療の進歩によりがんを克服できることが多くなりました。一方でがんの治療内容によっては、妊娠する能力（妊孕性）に影響することがあります。抗がん剤、放射線では卵子や精子の形成、成熟に影響することがあります。また、手術では子宮や卵巣、前立腺や精巣などの生殖臓器を摘出や勃起や射精に関与する神経を合併切除することによる機能への影響もあります。したがって、がんの治療をうける若年者では、がんを克服したあとの妊孕性についても配慮した治療を受けることが大切です。



日本がん治療学会から「がん治療前の妊孕性温存に関するガイドライン」が2017年に発行され、がん治療にかかわる医療従事者の間でも妊孕性に配慮した治療に関心が高まっています。がんの治療においてがんの克服が最優先であることには変わりありません。そのなかで妊孕性を温存した方法が可能であるかについてがん治療医と相談をしてください。そして例えば卵子・卵巣組織や精子の凍結保存を希望する場合は、がんの治療を開始する前に生殖医療施設を受診して凍結保存を試みることができます。茨城県にはがん生殖医療ネットワークがあり、がん治療施設と生殖医療施設が協力して実施できる体制を整えています。

がんの治療と妊孕性温存について同時に直面することで、患者さんは戸惑うかもしれません。このような状況において、妊孕性温存の方法や生殖医療に関する具体的な情報があれば、考えを整理することに役立ちます。生殖医療の知識を有する医療従事者との面談は、がんの治療施設内において、または生殖医療施設への紹介受診により可能です。また厚生労働科学研究費補助金がん対策推進総合研究事業「小児・若年がん長期生存者に対する妊孕性のエビデンスと生殖医療ネットワーク構築に関する研究」(<http://www.j-sfp.org/ped/>)の患者さん向けパンフレットや茨城県ホームページ内の「妊孕性温存療法」<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/sogo/yobo/cancergrop/ninyousei.html>が参考になると思われます。



〔執筆〕 茨城県立中央病院 医師 常楽 晃

がんゲノム医療とは、がん治療の3つの柱である、「手術療法」、「薬物療法」、「放射線療法」のうち、「薬物療法」に関係した新しい医療です。近年遺伝医学の技術の進歩により、遺伝子の配列を調べられるようになりました。がんは遺伝子の異常により発生しますので、その原因となるがん細胞の遺伝子の働きを調べ、その働きに対応した抗がん剤を使用して、効果的な治療を行うというのががんゲノム医療です。これまでのがん治療における薬剤選択は、がんが発生した臓器やがん細胞の組織型から決めていましたが、がんゲノム医療ではそれとは異なり、がん細胞の遺伝子の変化を網羅的に検査(がん遺伝子パネル検査)し、がん細胞に認められた遺伝子の異常に対応した薬剤を使用する治療になります。そのため、例えば同じ胃がんであっても、患者さんごとに使用する薬剤が異なってくることになります。がん遺伝子パネル検査は、治療方法がわかっていないがんや標準的な薬物療法で効果がなかったがん患者さんなどを対象に、2019年に保険適応になりました。

がんゲノム医療にはいくつか注意点があります。まず、がん細胞に遺伝子の異常がみつかったとしても、それに対応した薬剤がない可能性があります。これまでに行われたがん遺伝子パネル検査では、検査を行った患者さんの10～20%程度の方に効果が期待できる薬剤がみつかりました。また薬剤がみつかったとしても、その薬剤が保険適応になっていないことがほとんどであり、その薬剤の治療効果を保証するものではありません。治療費に関しては、治験や患者申出療養制度という制度がありますが、その制度を使用して治療を受けるためには、県外の病院を受診する必要があります。ただ患者申出療養制度で治療を受けられるかたは増加傾向にあります。さらにがん遺伝子パネル検査では、がん細胞と正常細胞や血液(生殖細胞系列)を同時に調べることがあります。正常細胞の遺伝子は親子や兄弟姉妹で半分共有していますので、遺伝子の異常を家族も共有している可能性があります。そのため、がん遺伝子パネル検査を行うときには、がん診療や遺伝診療の専門家がいる施設で、詳しい説明や遺伝カウンセリングを受けていただいてから行うことになります。2022年3月現在、日本国内でがん遺伝子パネル検査が行えるのは、がんゲノム医療中核病院に指定された12施設とがんゲノム医療拠点病院33施設、がんゲノム医療連携病院に指定された188施設になります。茨城県内ですと筑波大学附属病院ががんゲノム医療拠点病院、土浦協同病院と茨城県立中央病院の2施設ががんゲノム医療連携病院に指定されております。

〔執筆者〕 茨城県立中央病院 医師 齋藤 誠

5 がんになったとき 子どもにどのように伝えるか

がんと診断されたときには親としてさまざまな難しい問題に直面しますが、そのひとつは「子どもにどう話そうか」ということです。幼い子や十代の子を混乱させたり悩ませたりするのではないかと心配して、知らせないでおく親もいます。しかし、とても幼い子どもでも、良くないことが起こったときにはそれを感じ取ることができます。子どもは、本当のことを知らされないと実際よりも悪い事態を想像することがあります。あるいは、自分のせいでそういう事態になったと思うことさえあります。親や祖父母やきょうだいががんであることや、がんが家族にどのように影響するかを子どもに伝えることは、簡単ではありませんが必要なことです。



ごまかすことなく話し、感情を表せるように手を貸すことで、お子さんは安心感を得やすくなります。そして、お子さんにどのように話すかについて最善の判断を下せるのは親であるあなたです。しかし、多くの場合、がんについて話すときにいちばん難しいのは最初に話を切り出すことです。

がんの話を始めるときに役立つヒントをご紹介します。

がんについて子どもと話をするときの10の秘訣 (CancerCare より)

1. 子どもの年齢に合わせて、適切かつ正確な情報を伝えましょう。

「がん」という言葉を使うのにためらいは無用です。がんが体のどの部分にあるか伝え、可能なら見せて示しましょう。落ち着いて説明できるように、事前に練習しておくといいでしょう。子どもにがんのことを隠していると、子どもたちは想像をふくらませて、事実よりももっと恐ろしいことを考えてしまう場合もあります。

2. 治療計画と、これからの生活に及ぼす影響を説明しましょう。

治療を受けることであなたに起こるかもしれないからだの変化（例えば、脱毛、極度の疲労感、体重減少など）を、子どもたちが受け止められるように伝えましょう。子どもたちには、これまでどおり面倒を見てくれる人がいることを伝えましょう（例えば「お母さんの代わりに、お父さんがサッカーの練習に連れて行ってくれる」など）

3. 子どもの質問には、可能な限り正確に答えましょう。

子どもの年齢や、これまでに家族の中で深刻な病気を経験したことがあるかどうかも考慮してください。質問に対する答えが分からなくても決して慌てないで。「分からないわ。でも、よく調べてあとで教えるわね」という答えでも良いのです。

4. 子どもを安心させましょう。

子どもたちのこれまでの行いや考えは、がんを引き起こした原因とはまったく関係がないことを説明してあげてください。風邪がうつるように、がんが「うつる」ことは絶対ないことを知らせましょう。

5. サポートシステムの誰もが頼りになることを子どもに伝えましょう。

サポートシステムとは、配偶者やパートナー、親戚、友人、聖職者、教師、コーチ、あなたの治療チームのメンバーなどです。子どもたちには、これらの大人たちに質問をしても良いし、自分の気持ちを聞いてもらえることを伝えましょう。

6. あなたのケアに加わってもらいましょう。

例えば、コップ1杯の水を持ってきてもらったり、毛布を持ってきてもらうなど、年齢に適した仕事を手伝ってもらいましょう。

7. 気持ちを表出することを励ましましょう。

子どもたちはどのような気持ちも（不快な気持ちであっても）表現していいことを伝えましょう。「今は話したくない」と感じるなら、そういう気持ちさえも言葉にしておかまわないのだと伝えましょう。

8. 子どもたちの世話はきちんとみてもらえることを保障しましょう。

あなたが直接の世話をできるわけではなくても、子どもたちのニーズを大切に思い、必ず誰かが代わりに世話をしてくれることを伝えましょう。



9. 子どもたちとのコミュニケーションを、できる限り最優先に考えましょう。

がん治療のためにどんなに疲れていたとしても、子どもたちの言うことをできる限り聞くように心がけましょう。そうすることで、子どもたちは愛され大切にされていると感じ、安心して感情を表現するようになります。

10. いつもと同じように、子どもたちにいっぱい愛情を示しましょう。

状況は変わっても、子どもたちに対するあなたの愛は変わっていないことを伝えましょう。

家族のだれかががんであると知ると、子どもは感情をゆさぶられます。怖れを感じたり、混乱したり、罪悪感や怒りを覚えるかもしれません。また、子どもが感じることはその時々によって変わる傾向があります。状況がいつでもわかるように、そして家族とつながっていられるようにお子さんに手を貸せば、がんがもたらす変化に立ち向かいやすくなるでしょう。感情がゆさぶられるのはふつうのことであり、希望をもって一緒に前に進んでいこうと愛情と思いやりを持って伝えましょう。

このような難しい状況であなたが子どもにしてあげられる最も良い方法は、がんについて話をする事、そして子どもたちの気持ちを支えてあげることです。

ここで紹介したヒントはHope Tree（ホープツリー）～パパやママががんになったら～から抜粋させていただいたものです。さらに詳しい情報をご希望の方はホームページをご覧ください。

Hope Tree（ホープツリー）～パパやママががんになったら～

<http://www.hope-tree.jp/>



6 育児にがんばる人のサポート

●ファミリーサポートセンター

「お子さんを預かってほしい方（利用会員）」と「お子さんを預かることができる方（提供会員）」がそれぞれ会員になり、お互いに信頼関係を築きながら、子どもを預けたり預かったりする、地域で主体的に行う子育て支援活動です。

市町村や市町村から委託を受けた社会福祉協議会などの機関が、コーディネートやアドバイスを行っています。

【まずは会員登録】

利用する方もお子さんを預かる方も、事前に会員登録が必要です。

【利用する方】

- ファミリーサポートセンター事務局で利用会員登録を行います。
- 希望する支援内容や日時が決定したら事務局に連絡を入れます。
- 事務局が提供会員と連絡を取り、双方の都合を考慮した上で、マッチング（事前打ち合わせ）の日時を決定します。



● マッチング（事前打ち合わせ）

- 支援活動の詳細を確認し合います。
- お互いに聞きたいことがあれば確認し合います。



● 支援活動の実施



【お子さんを預かる方】

- 提供会員は、センターから連絡を受け利用会員の希望日時を確認します。
- 日時の都合が合えば、お子さんを預かります。なお、初対面の場合は、利用会員とマッチング（事前打ち合わせ）を行います。
- 預かりの場所は、利用会員の自宅または提供会員の自宅など、双方の話し合いで決めます。

活動の例)

- 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後に子どもを預かる。
- 保護者の病気や急用の場合に子どもを預かる。
- 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際に子どもを預かる。
- 買い物など外出の際に子どもを預かる。
- 保育園、幼稚園、放課後児童クラブの送迎
- 保育施設等の休日その他事由がある場合に臨時的に子どもを預かる。

※会員登録の方法や利用料金については市町村により違いがありますので、お住いの市町村のファミリーサポートセンター事務局に確認してみましょう。

各市町村の連絡先は「いばらき結婚・子育てポータルサイト」にも掲載されています。

ヤングケアラーへの支援が始まっています

「ヤングケアラー」をご存じでしょうか。

「一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子ども」をヤングケアラーといいます。

茨城県においては、「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」が令和3年12月に制定されました。



家族ががんになったとき、家族で支えあうことは大切なことです。家族の絆を強め、思いやりや責任感などを育むことにつながるなどの良い側面があります。一方で、子どもの年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業など、子どもにとっての過度な負担が続くと、子ども自身の心身の健康や安全や教育に影響が出てしまうことがあります。

家族で支えあっていくことがつらいと感じた時、外部のサービスを利用することで、負担を軽減できる可能性があります。

サービスの利用希望がある場合も、そうではない場合も、家族のケア等でつらいと感じる時などは学校の先生、自治体（市区町村）、普段家族が利用する介護事業所や障害福祉サービス事業所、病院、その他にも民生委員・児童委員、主任児童委員や児童館など、地域にいる身近な大人に相談してみてください。

ヤングケアラー はこんな子どもたちです

家族にケアを要する大人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

© 一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

【参 考】

サービス提供例

① ヤングケアラー本人の息抜きが必要な場合

- ・居場所の提供（子ども食堂、民間の子育て支援拠点、若者交流拠点等）
- ・ケア対象者のレスパイト入院
- ・子どものレスパイトを目的とした一時的な保護対応
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）（本人利用等）

② ヤングケアラー本人や家族が 経験を共感できる相手を 求めている場合

- ・ヤングケアラー同士のピア・サポート
- ・家族会（障害等により様々な存在）
- ・オンラインサロン

③ ヤングケアラー本人への心身のケアが必要な場合

- ・カウンセリング
- ・養護教諭、学校医による相談対応
- ・医療サービス

④ 多子世帯でヤングケアラーが 幼いきょうだいの世話をしている場合

- ・養育支援訪問サービス（未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導等）
- ・ファミリー・サポート・センターの利用（発達障害のあるきょうだいの登校支援等）
- ・保育所の利用調整
- ・放課後児童クラブ・児童館の利用調整
- ・乳児の一時預かり＜保育所等＞
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）（幼いきょうだいの利用等）

5 日常生活の支援をする場合

- ・家事支援（ファミリー・サポート・センター等）
- ・子育て世帯訪問支援臨時特例事業
- ・食事の提供（フードバンクの利用、子ども食堂、NPO法人からの提供、民生委員・児童委員、自治体、病院等が連携しての提供等）
- ・日用品の提供（経済困窮のため）
- ・自宅の清掃（関係機関と連携してのごみ屋敷の解消等）
- ・制服やカバンの支給
- ・金銭管理支援
- ・行政手続きの支援（自立支援関係手続等）

6 学習支援が必要な場合

- ・学校（学校と地域が連携して行う活動を含む）、社会福祉協議会、家庭児童相談室による支援
- ・教育支援センターやフリースクールの利用
- ・生活困窮世帯の子ども学習支援
- ・進路相談

7 人生設計を一緒に考える大人が必要な場合

- ・キャリアカウンセリング
- ・児童家庭支援センターへの相談
- ・ヤングケアラー同士のピア・サポート（年上の世代との交流）
- ・学校の担任への相談

8 ヤングケアラーがケアをする対象が高齢者の場合

- ・介護保険サービス（在宅サービス（ヘルパー、ショートステイ利用等）、施設入所等）

9 ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に障害等がある場合

- ・障害福祉サービス等（居宅介護（家事援助を含む）の利用、通所事業所、施設入所等）
- ・訪問看護（精神障害等で医療的支援を必要とする場合）
- ・自立支援医療

10 ヤングケアラーがケアをする 対象者又は本人に医療的ケアが必要な場合

- ・ 訪問看護を含む医療サービス
- ・ 通院サポート
- ・ レスパイトケアを目的としたショートステイ

11 経済的支援（経済的自立）が必要な場合

- ・ 生活保護受給
- ・ 生活困窮者自立支援機関の支援制度（経済面、居住 確保）の活用
- ・ 自治体の補助金の活用
- ・ 社会福祉協議会の総合支援資金の受給
- ・ 教育委員会の就学援助制度の活用
- ・ 奨学金の活用
- ・ 就労支援（家族からの子どもの自立、親の就労支援等）
- ・ 障害年金受給
- ・ 傷病手当金受給

12 ヤングケアラーがケアする 対象者に日本語通訳が 必要な場合

- ・ 行政等の通訳サービス
- ・ 外国語による情報発信
- ・ 翻訳ツールの提供

13 ヤングケアラーがケアする対象者に手話通訳が必要な場合

- ・ 行政等の手話通訳派遣サービス
- ・ 聴覚障害者向けのコミュニケーションツールの提供

14 生活環境を一新する必要がある 場合

- ・ 母子生活支援施設への入所
- ・ 里親委託
- ・ 成年後見人手続きの実施

ヤングケアラーのことをよりよく理解するためのヒント

- ヤングケアラーは、成長や発達の途中でケアを担うため、年齢に合わない過度な負担を子ども時代に負った場合、その後の人生にまで影響を受けることがある。
- 子どもは自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点も持ちにくいことから、自分の担う家庭内役割が他と異なることに気づきにくく、現在の状況が当たり前だと感じていることが少なくない。
- 本人や家族に自覚がない状態では、自分からサポートを求めることも難しい。
- 家庭のことを知られたくないと思っていることも多い。家族に病気や障害を抱えた人がいることを恥ずかしいと捉えている場合や口止めされている場合もあり、家庭のことは隠すべきものと思っていることもある。
- 本人としてはケアをしたくないわけではなく、負担になっていても大切な家族のために自分からケアをしたいという想いがあることも少なくない。ケアすることを否定されると自分がしてきたことを否定されたように思うこともある。
- ケアをしている状況について可愛そうと憐れまれることを嫌がる場合もある。家族をケアすることで優しくなる、責任感が芽生える等の良い側面もあり、単純に悪いことだと思われたくない。
- ケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じている場合も多く、ヤングケアラーの役割を子どもに担わせているという理由で家族が責められることで本人も傷つく可能性がある。



- 信頼できる大人はいないと思っていることもある。大人に助けられた経験が少なく、人に頼ろう、相談しようという発想がない場合もある。
- 家族が時間的、精神的に余裕がないことも多く、本人は話を聞いてもらう機会が少ない場合もある。
- 大人の役割を担うことで他の子どもと話が合わないことや大人びていることがあり、また、現実的に遊ぶ時間がないこともあって、孤独を感じやすい。

【引用】

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」

多機関・多職種連携による ヤングケアラー支援マニュアル

～ケアを担う子どもを地域で支えるために～

令和4年3月

有限責任監査法人トーマツ

ファミリー・サポート・センターのご案内

育児の 援助を受けたい人 と 援助を行いたい人 とを結びます。

少しの時間、
子どもを預かって
もらいたい

保育園などの
送り迎えを
お願いしたい

育児にがんばる人をサポート

空いた時間を
有効に活用
したい

子育ての
経験を
いかしたい

ファミリー・サポート・センターは、平成27年4月より
「子ども・子育て支援新制度」の中の
「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられました。

 厚生労働省

「人と人をつなぎ、子どもに笑顔を」それがファミリー・サポート・センターの願いです。

ファミリー・サポート・センターとは？

子育てを地域で相互援助するお手伝いをする組織です。※市区町村で実施しています。

相互援助活動の例



保育施設への
送り迎え



保育施設の時間外や、
学校の放課後などに
子どもを預かる



保護者が買い物など
外出の際、
子どもを預かる



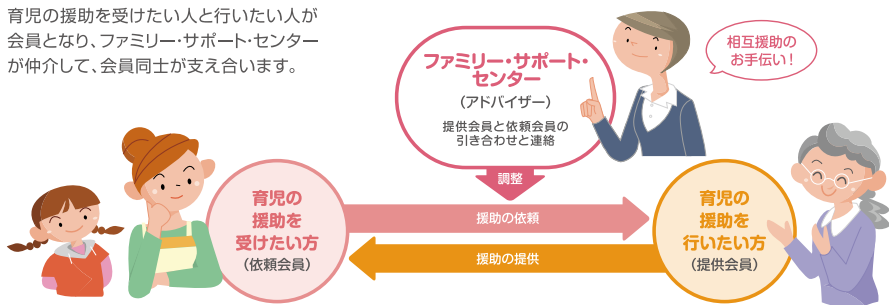
保護者の病気や
冠婚葬祭などの急用時に
子どもを預かる



病児・病後児の預かりや
早朝・夜間などの緊急時に
預かる（一部地域で実施中）

会員同士で支え合う組織です。

育児の援助を受けたい人で行いたい人が
会員となり、ファミリー・サポート・センター
が仲介して、会員同士が支え合います。



※自分の急用時には子どもを預かってほしいけれど、時間がある時には
子どもを預かることができるという方は「両方会員」となることもできます。

ファミリー・サポート・センターは、次の業務を行います。

- 1 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- 2 会員同士の相互援助活動の調整など
- 3 会員に対して活動に必要な知識を提供する講習会の開催
- 4 会員同士の交流と情報交換のための交流会の開催
- 5 保育所や医療機関など子育て支援関連施設・事業との連絡調整

- 一部の市区町村では、病児・病後児の預かりや、早朝・夜間などの緊急時の
預かりなど(病児・緊急対応強化事業)を実施しています。

(実施しているかどうかについては、お住まいの市区町村のファミリー・サポート・センターにお問い合わせください)



活動はどんなふうに行われるの？

① 会員登録

お住まいの各市区町村のセンターに登録します。



依頼会員
Aさん

育児の援助を受けたい方

提供会員※
Bさん

育児の援助を行いたい方

※資格は不要ですが、活動に必要な講習を受けていただきます。

会員登録

提供会員の紹介の申し込み

会員登録・講習会の受講

② 援助活動の依頼・実施

アドバイザーが依頼会員と提供会員の仲介・紹介をします。



ファミリー・サポート・センター

(アドバイザー)

Bさんの紹介

Aさん援助の打診

依頼会員・提供会員の事前打ち合わせ



依頼会員
Aさん

援助の依頼

援助活動を実施



提供会員
Bさん

③ 活動後

料金の支払い/
活動報告書の作成



提供会員へ
料金の支払い

料金(活動報酬)

ファミリー・サポート・センター
への活動報告書の作成



※上記は一般的な例です。

※会員間で行う相互援助活動は、提供会員と依頼会員との請負または準委任契約に基づくものです。

料金(活動報酬)について

援助活動の時間終了後、活動時間や内容に応じた料金(活動報酬)を【依頼会員】から【提供会員】へ支払います。金額は各市区町村、時間帯、内容によって異なります。



ファミリー・サポート・センター

体験談

会員の皆さまの声をお伝えします。

※体験談は一例です。援助の活動の内容は、各市区町村ごとに異なります。

依頼会員の声
その1

おかげでとても
助かっています。

残業の日や出張の日でも子どもを預かってもらえるので、安心して仕事ができます。この制度のおかげで仕事が続けられました。



提供会員の声
その1

なんといっても
かわいい!

関わっているお子さんの成長が見られます。今では家族ぐるみで交流もしています。とてもかわいくて毎回のサポートが楽しみです。

依頼会員の声
その2

わたしの
頼もしいサポーター。

近くに親戚もいないので、ここに移り住んだ当初は不安だらけでした。現在お世話になっている提供会員の方は、私たち夫婦にとって強力なサポーターです。

提供会員の声
その2

一緒に過ごす時間が
楽しみです。

おままごと、折り紙、あやとり…、Yちゃんと一緒に遊んでいると時間が経つのを忘れてしまいます。Yちゃん笑顔は元気の源です。



ファミリー・サポート・センター

Q & A

ファミリー・サポート・センターの活動への素朴なギモンにお答えします。

依頼会員の声
その1

Q1 子どもを預かってくれる人はどんな人?

A

お子さんを預かるため、提供会員は安全・事故対策も含めた援助活動に必要な講習を受けています。また会員同士、活動の前に顔合わせすることになっています。

依頼会員の声
その2

Q2 預かってほしいけど、料金はどのくらいかしら?

A

料金(活動報酬)は、市区町村ごとに異なります。また、時間帯や内容によって金額が異なります。

提供会員の声
その1

Q3 預った子どもがもし事故にあったら…。

A

万一の事故に備えて補償保険に加入しています。詳しくは各市区町村のファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。



ファミリー・サポート・センター事業は、「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、正式名称が「子育て援助活動支援事業」となりました。

「提供会員」「依頼会員」「両方会員」へご登録をご希望の方、質問がある方は各市区町村のファミリー・サポート・センターまでお問い合わせください。

このリーフレットについてのお問い合わせは、厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 職業家庭司立課
TEL.03-5253-1111(内線7858)へ



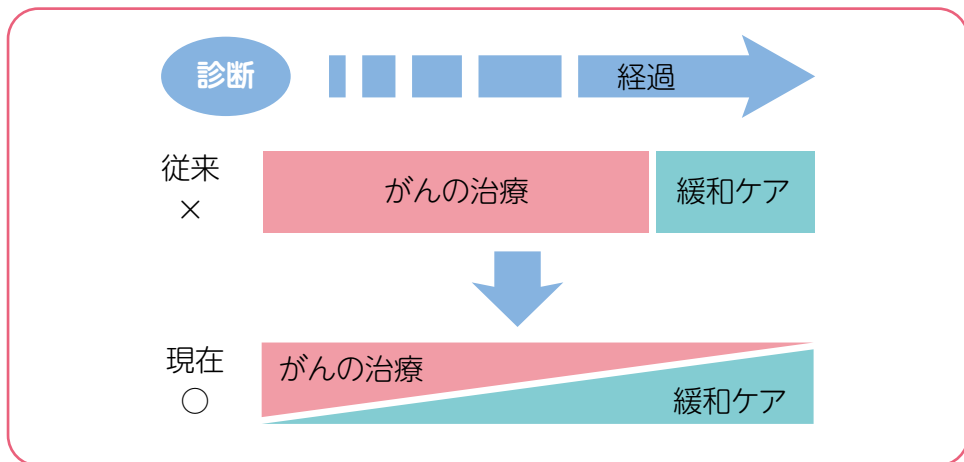
平成28年1月作成 リーフレットNo.18

〔執筆〕 笠間市役所 社会福祉士 高瀬 修一

7 緩和ケアについて

緩和ケアとは、がんを抱える患者・家族の一人一人の身体や心などの様々な辛さを和らげ、穏やかにその人らしく生きていくことができるように、支えていくケアのことです。緩和ケアは、がんと診断されたときから始まります。

WHO (世界保健機関) の緩和ケアの考え方



1) 緩和ケアで取り扱う内容について

緩和ケアで行われるケアは様々です。緩和ケアの主な内容を紹介します。

①こころのケア

不安や心配事等をお伺いし、これからのことやあなたが大切にしていきたいことや現在抱えている心配事（診断、治療にかかる費用、治療法、これからの生活、ご家族のこと、死への恐怖、人生の意味等）について耳を傾け、一緒に考えます。

②痛みなどの症状を取り除くケア

- がんそのものに伴う痛みなどの症状に対応します。
- 治療に伴う様々な症状（体のだるさ、手足のしびれ、食欲低下、髪の毛の抜け、便秘など）に対応します。

③日常生活を取り戻すケア

- 食事が楽しめるように、食事の内容や食材・調理法についてアドバイスします。
- ぐっすり眠れるように、不安やイライラ、うつ、不眠などに対応します。
- 身体のむくみや髪の毛の抜けなど、外見の悩みに対応します。

④ご家族のケア

いつも患者さんをそばで見守り、支えているご家族の悩みや不安、経済的・社会的問題についても対応します。



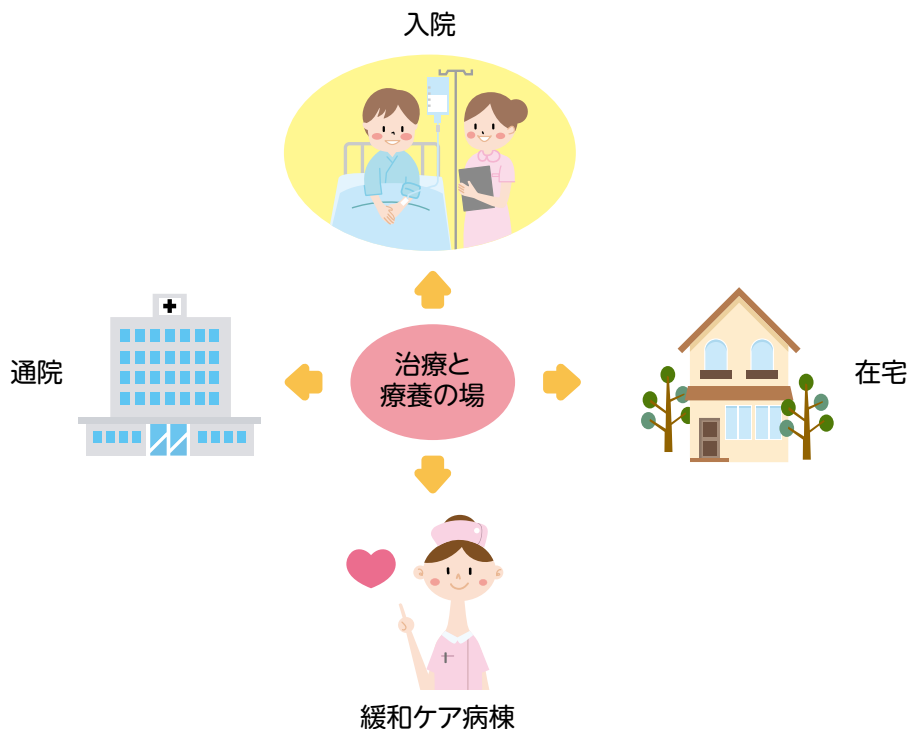
2) 緩和ケアを行うスタッフについて

薬剤師、看護師、医療ソーシャル・ワーカー、医師、リハビリテーション専門職、管理栄養士等の様々な医療専門職が、あなたとご家族を支援します。

3) 緩和ケアを行う場所

がん治療と緩和ケアは、自宅、近くの診療所、緩和ケアを専門に行う施設など、どのような場所でも受けることが可能です。

自宅の場合は、往診してくれる医師や訪問してくれる看護師・薬剤師と協力し、一番過ごしたい場所で過ごせるように支援します。



4) 緩和ケア病棟 (PCU)

緩和ケアの基本的な考え方に基づいて、多職種の医療スタッフが専門性を発揮し、医療サービスを提供する病棟です。

緩和ケア病棟には、家族が休息できる家族室や、キッチン、患者さんや家族がくつろげるデイルームなどの設備があります。患者様とご家族が、ケアの対象となります。

5) 緩和ケア病棟を開設している施設

①筑波メディカルセンター病院

〒305-8558 つくば市天久保1-3-1
029-851-3511

②つくばセントラル病院

〒300-1211 牛久市柏田町1589-3
029-872-1771

③水戸済生会総合病院

〒311-4198 水戸市双葉台3-3-10
029-254-5151

④茨城県立中央病院

〒309-1793 笠間市鯉淵6528
0296-78-5420(直通)

⑤友愛記念病院

〒306-0232 古河市東牛谷707
0280-97-3000

⑥水戸赤十字病院

〒310-0011 水戸市三の丸3-12-48
029-221-5177

⑦志村大宮病院

〒319-2261 常陸大宮市上町313
0295-53-1111

⑧土浦協同病院

〒300-0028 土浦市おおつ野4-1-1
029-830-3711

⑨国立病院機構水戸医療センター

〒311-3193 東茨城郡茨城町桜の郷280
029-240-7711 コロナにより閉鎖中

⑩(株)日立製作所日立総合病院

〒317-0077 日立市城南町2-1-1
0294-23-1111

6) アドバンス・ケア・プランニング

アドバンス・ケア・プランニングとは、将来の変化に備え、患者様やそのご家族と医療・ケアチームがケア全体の目標や具体的な治療・療養について繰り返し話し合うプロセス（過程）のことです。

あなたやあなたの家族に、“もしものこと”があった場合、個人の意思が尊重された治療や療養生活を送るために、何らかの原因で自分の意思を表明できなくなった時のことを、家族や親しい人たちと話し合っておきましょう。

【あなたが望む医療処置】【望まない医療処置】

- ①経口摂取できなくなった時、胃瘻や経管栄養をうけますか。
- ②自分で呼吸ができなくなった時、人工呼吸器をつけますか。
- ③突然心臓が止まった時、心臓マッサージをうけますか。
- ④腎臓の機能低下したとき、人工透析をうけますか。
- ⑤辛い症状を取ることを優先してほしいなど

人生の最後まで自分の望み通りに過ごすために、あなたや家族が元気なうちから話し合っておきましょう。

〔執筆者〕 茨城県立中央病院 緩和ケア認定看護師 田中 和美

どのような病気であっても希望すれば在宅医療を受けることができますが、とくにがんの場合は住み慣れた家で最期まで家族や友人と語り合い、同時に好きなことをして過ごして行くことを望む人が多くなっていると思います。末期がんや治療の効果が望めなくなった状態のがんであればなおさらだと思います。

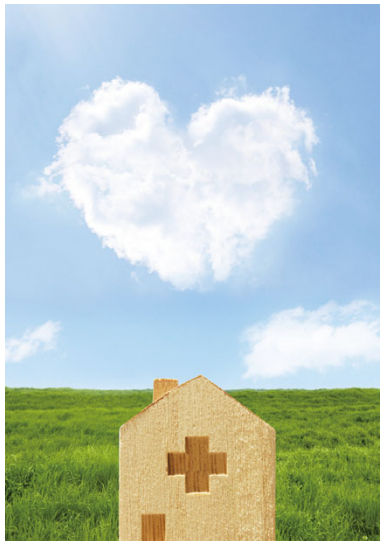
1. 在宅医療を受けるにあたって必要なこと～在宅医とケアマネジャーを探す!～

在宅医療を受ける場合には、最初に在宅医療に取り組む医師を探さなくてはなりません。同時に、在宅での生活を支える介護サービスが必要になることもあります。したがって、第一に探す必要があるのは在宅医、つぎがケアマネジャー（介護支援専門員）です。

まずは在宅医の探し方です（表1）。国は一般医療機関のうち在宅医療を専門に行う医療機関を在宅療養支援診療所と在宅療養支援病院として指定しています。前者は無床か19床以下のベッドしか持たない診療所で、後者は20床以上のベッドを持つ病院です。そこでは24時間365日在宅医療を提供してくれます。これは県のホームページで探すことができます。また、市町村によっては、地域の医療資源の情報を提供しているところもあり、その中で見つけることができます。まずは、この在宅医療専門の医療機関を探すことが先決です。ただ、この指定を受けていない医療機関でも、在宅医療に取り組んでいるところはあると

思いますので、お住いの近くで探してみるといいと思います。その多くは、以前から診てもらっていた開業の先生などの中で在宅医療を行っている先生です。

在宅医が決まれば、その在宅医が訪問看護を必要とするかどうかを決めてくれます。これはがんの末期の場合には医療保険で行われます。ただ、訪問看護には、医療保険で行うもの以外に介護保険で行われるものもあります。介護保険の要介護認定を受けてケアマネジャーが決まれば、末期がんでなければ介護保険で行うものが優先されます（表2）。介護保険の要介護認定を受けるためには市町村の窓口で認定の申請を行なう必要があります



す（表3参照）。しかし、患者さんやご家族は医療保険にするか介護保険にするかを悩む必要はありません。在宅医やケアマネジャーが決めてくれます。

つぎは、ケアマネジャーの選び方です。これは介護保険の利用申請（表3）をして、利用が認められれば選ぶことができます。がんの場合は、65歳未満でも末期の場合は介護保険の利用ができますから、利用申請することをお勧めします。利用申請が認められると要介護度が決まります。その程度によって受ける介護保険サービス利用によって必要となる金額の上限（表4）が決まっています。要介護度が高いほど介護サービスが必要な状態ですから、支給額の上限が高くなっています。要介護度認定結果の通知と同時にどこにどんなケアマネジャーの事業所があるかの情報を市町村からもらえますので、それを参考にしてケアマネジャーを選ばいいでしょう。もちろん、□コミでケアマネジャーの情報を手に入れていれば、それで選んでもかまいません。病院からの退院が決まった場合には、入院中に介護保険の利用申請をしておくのがいいでしょう。そうすれば、退院後少しでも早く介護保険サービスを受け始めることができます。

（表1）在宅医療を行う医師

在宅療養支援診療所の医師 または 在宅療養支援病院の在宅医療担当医	24時間対応してくれるこれらの医師は県や市町村の案内やホームページで確認できる。
かかりつけ医	市中のかかりつけ医の中にも在宅医療に取り組む医師はいる。自分のかかりつけ医にも相談してみることは必要。

（表2）訪問看護

訪問看護ステーション	訪問看護は主に訪問看護ステーションから提供される。訪問看護ステーションの情報も市町村から得ることができる。要介護認定を受けていれば、ケアマネジャーからも情報が得られる。
医療保険での訪問看護	介護認定を受けていない場合や介護認定を受けていても末期がんなどで医師から指示書（「特別指示書」という）が出された場合に利用。
介護保険での訪問看護	介護認定を受けている人では介護保険利用が優先される。ケアマネジャーが立てたケアプラン（介護計画書）によって利用の仕方が決められる。

(表3) 介護保険の利用申請とケアマネジャーの選定

介護保険利用申請 (要介護認定申請)	役所へ本人か家族が出向いて介護保険を利用したいと申し出る。この時かかりつけ医の有無とかかりつけ医がいる場合はその医療機関名と医師名を知らせる。どうしても本人・家族が行けない時には、代行申請が可能なので、市町村の包括支援センターなどに相談する。
認定結果の通知	申請後に市町村の担当者が行う訪問調査の結果とかかりつけ医が提出する意見書をもとにして認定審査会が開かれ、そこで要介護状態の認定が行われる。その結果は、およそ1か月で本人宛に通知される。
要介護認定結果	要介護1～5の認定結果が届けば、ケアマネジャーを決めて介護サービスを使うことができる。市町村からの認定結果通知に同封されてケアマネジャーのいる介護支援事業所の案内が届くので、その中から適当な事業所を選んでケアマネジャーを選定する。そのケアマネジャーに相談して、必要な介護サービスを受ける。

(表4) 介護度別介護保険サービス支給限度額（2022年10月現在）

要介護度	1か月あたり支給限度額	個人負担額(1割負担の場合)
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

- ・この支給限度額を超えた介護サービス費は自己負担になります。
- ・高額医療費と同様に、所得に応じて個人負担額が軽減される高額介護サービス費支給制度があります。



2. 在宅医療の実際～訪問診療と往診、そして訪問看護と訪問リハビリテーション～

在宅医とケアマネジャーが決まれば、在宅医療と介護を受けながらの在宅生活が始められます。がん患者で使われることの多い介護サービスは訪問介護（ホームヘルパーによるサービス）や安定期の訪問看護です（表5）。在宅医療は在宅医の訪問によって行われますが、訪問の頻度は患者さんの状態を見て在宅医が決めます。このように在宅医が訪問の日時を指定して、その指定の日に訪問するやり方で行う在宅医療を訪問診療と言います。ただ、どんな場合でも急に体調が悪くなることがあります。そのような時に臨時で訪問することを往診と言います。在宅医療は、定期的な訪問診療を基に、急な変化があったときに行う往診を組み合わせで行われます（表6）。同時に、先に書いたように訪問看護が必要であれば、在宅医の訪問の間を埋めるように訪問看護師にご自宅へ出向いてもらいます。この時には在宅医から訪問看護への指示書が出されています。訪問看護師は、この在宅医からの指示書に従って訪問看護を行います。訪問看護では、通常の看護だけでなく在宅医の代わりに患者を診察し、リハビリテーションを含め必要な医療処置があれば、在宅医の指示に従ってそれらを行います。また、必要に応じて療法士による訪問リハビリテーションも受けることができます。これも在宅医の指示によって行われます。

以上のように、在宅医療では在宅医が基本的な医療を提供し、あわせて必要であれば訪問看護や訪問リハビリテーションを加えて行われます。在宅医療で提供される医療（表7）は、内科外科の区別なく、すべての領域にわたります。また、通常の外来診療で行う医療はすべて在宅医療でも同じように受けることができます。薬の処方だけでなく通常の点滴治療も外来診療とまったく同じです。がんの場合は、加えて緩和ケアが重要です（緩和ケアについては別項を参照）。そこでは、とくに痛みに対する治療とケアを行います。痛みに対しては、鎮痛剤の局所注射や持続点滴治療を行います。

もちろん、在宅医療では治療が不十分になることもあります。たとえば、骨の転移によって痛みが激しいために放射線治療が必要になる場合などです。その場合は、一時的に入院して治療を受けるようにすることもできます。それは緩和ケア病棟とは限りません。通常の病棟でも受け入れてもらうことができます。これは、在宅の主治医から病院へ連絡を取ってもらって、どうするかを決めて行われます。

臨時の入院は、冠婚葬祭などで家族が介護の現場を一時的に離れざるを得ない場合にも、お願いできます。家族の休養のためにも一時的な入院をさせてもらえます。これをレスパイト入院と言います。在宅医療の現場では、ありとあらゆる医療を受けることができます。

(表5) がん患者で使われることの多い在宅サービス

1. 居住環境を整えるサービス
・福祉用具貸与：介護用ベッド以外に、車いすなど 13 種の福祉用具をレンタルできる。 ・住宅改修費支給：20 万円を限度に手すりの取り付けや段差の解消などに要した費用の 7～9 割が支給される。 ・特定福祉用具購入費支給：福祉用具のうち、排泄や入浴用具などレンタルになじまないものを購入した場合、年間 10 万円を限度に購入費の 7～9 割を支給。
2. 在宅で利用するサービス
・訪問介護サービス：ホームヘルプサービスのこと。ヘルパーが家に訪問して行う。食事、排泄、入浴、通院介助などの「身体介護」と、掃除、洗濯、買い物などの「生活援助」の二つに分けられる。 ・訪問入浴介護：家に浴槽などの入浴機材を持ち込んで入浴のサービスを行う。 ・訪問看護：医師の指示書に基づいて在宅での看護やリハビリ、医療処置などを行う。 ・訪問リハビリテーション：医師の指示に従って看護師や療法士が歩行訓練、筋力訓練、嚥下訓練などを行う。

(表6) 訪問診療と往診

訪問診療	訪問計画を立てて行う定期的な訪問による在宅医療。これが在宅医療の基本で、訪問時に次回の訪問予定日を伝えることが多い。
往診	計画外の突然の理由によって行う訪問。急な症状の悪化などの時に訪問する。訪問診療に往診を加えて在宅医療が行われる。

(表7) 在宅で行われる医療

在宅で受けられる医療	内科外科を問わず、また循環器科呼吸器科消化器科などの診療科も問わず、あらゆる領域の疾患を対象として診察し、投薬や注射・点滴を行う。
痛みの治療	服薬による治療以外に、痛みに対するブロック注射やがん性の痛みにはモルヒネ剤などを中心とする麻薬の投与を行う。
腹水や胸水貯留への対応	必要であれば腹腔穿刺や胸腔穿刺を行って腹水や胸水を排除し、症状緩和を試みる。
在宅手術	皮膚表面の病巣に対しては在宅での手術が可能。床ずれは最も重要な在宅での外科疾患。

3. 末期がんの在宅医療～がんの末期に急変はない!～

がんの在宅医療は、ほとんどが末期になってから始められます。多くのがんは、末期になるまで身体的な問題が起こらないからです。末期になるとさまざまな痛みが重なるため、緩和ケアは最も重要なものになります。

しかし、緩和ケアは、がんの末期だけに行われるものではありません。がんと診断された時点で、多くの人は死に至る病になったと思います。この時点で緩和ケアの対象になりうるわけです。ただ、その中には治療が進むうちに、比較的早い段階のがんであることが分かり手術などで完治したと言われて安心することのできる人がいるでしょう。しかし、そういう人でさえ、そのうちに体のどこかに異変を感じると、もしかしてがんの再発か?と思うことがよくあると思います。ですので、その場合でも緩和ケアの対象になるのです（緩和ケアについては別項を参照）。

がんの末期には、がんが広がることによって、もともとがんがあった部位だけでなく、さまざまな部位に症状が出てきます（表8）。そのうちで最もつらいのは、食べられなくなることや呼吸が苦しくなることでしょう。そして体の痛みです。それらに対して、在宅医療ですべて対応することができます。

吐き気が強くて食べられない場合には、吐き気止めを処方しますし、服薬もできない場合には点滴や静脈注射を行います。おなかに腹水がたまってきて食べられなくなっている場合には、家で腹水を抜く治療をします。腹腔穿刺治療です。

（表8）がん末期の主な症状とその治療

がんの痛み	モルヒネ剤を中心とする麻薬による治療が中心。服薬が可能であれば内服薬による治療。それが困難になった場合には、座薬や貼付剤、さらに注射や持続点滴を行う。もちろん、がんの痛みは体の痛みだけでなく、こころの痛みもあるので、その対応が必要。それには、家族や近い人の存在が重要。
吐き気とおう吐	これが続くと食事が摂れなくなるので、迅速な対応が必要。抗がん剤や麻薬の投与によって、副作用による吐き気の出ることも多い。服薬ができない時には、座薬を使い、それでも不十分な時には注射や点滴を行う。
呼吸困難	肺がんや肺への転移の末期で起こることが多い。在宅でも酸素療法が簡単にできるので、まず酸素吸入を行う。胸水貯留があれば、胸腔穿刺を行って胸水を排除する。それでも症状が続く場合は、モルヒネ剤を使う。
意識障害とけいれん	脳腫瘍の末期や脳への転移によるものが多い。病巣が大きくなって脳を圧迫して起こる脳圧亢進状態の時には、脳圧を下げる点滴とけいれんを抑える注射を行う。

呼吸が苦しくなった場合には、在宅酸素療法を行います。これは家に酸素吸入装置を置いて必要なだけの酸素吸入を行う治療です。胸の中に胸水がたまってくると、そのために苦しくなります。その場合は、腹水がたまった時にしたと同じように、胸腔穿刺をして胸水を抜き取ります。それでも苦しい場合には、苦しみをやわらげる薬を処方します。点滴することもできます。

しかし、最も多い苦しみはやはり体の痛みでしょう。これは、がんが骨に転移したり、周りから骨に広がって骨を壊したりして起こることが多いものです。耐えられない痛みです。この鎮痛のためには、最も強力な鎮痛剤である麻薬を使います。飲み薬から始まり、貼り薬、座薬、注射薬などあらゆるものがありますから、それをうまく使って、痛みから解放されるようにします。これもすべて在宅でできることです。

在宅で最もいいと思われることは、そういう苦しみがある時に、そばに家族や友人がいつでもいて、話を聞いてくれたり、痛むところをさすってくれたりすることだと思います。それだけでも痛みはかなり楽になるはずです。

がんがさらに進行するにつれて重い症状が重なってきます。そして、最期を迎えることになります。この時、在宅の主治医は前もってこれからどうなるかを話してくれているはずです。ですから、残念ながら呼吸が止まることになったとしても、それは予想されたことで、急変したものではありません。がん末期には急変はないのです。ほとんどが予想された範囲内のことなのです。つまり、呼吸が止まっても救急車を呼ぶ必要はありません。必要なのは、訪問看護や在宅の主治医に連絡を取ることです。それで在宅での看取りをしてもらえばいいということになります(表9)。

がんの末期を在宅で過ごし、住み慣れた家で家族や親しい人たちと思いのたけを語り、最期をそのまま迎える。これががんの末期を最期まで在宅で過ごすことのすばらしさです。

(表9) 家で最期を迎えるすばらしさ

- ・余計な治療を受けずにいることができる。
- ・住み慣れた場所にいることができる。
- ・まわりにはいつでも家族や近い人がいる。
- ・好きなことをやってもらえる。
- ・人生の締めくくりが自分自身でできる。
- ・在宅で最期を迎えようとする時、救急車を呼ぶ必要はない。



〔執筆〕 古河市 古河福祉の森診療所 医師 赤荻 栄一

9 就労支援

治療と仕事の両立で 心配な事はありませんか？

近年、治療技術のめざましい進歩や、働く人を取り巻く環境の変化により、
病気になっても仕事を辞めず働き続けることができるようになってきました。

「病気になっても働きたい。」

茨城県地域両立支援推進チームは、そんな働く人の気持ちを応援します。



茨城県地域両立支援推進チーム

茨城労働局・茨城県・一般社団法人茨城労働基準協会連合会・一般社団法人茨城県経営者協会・茨城県商工会議所連合会・日本労働組合総連合会茨城県連合会・一般社団法人茨城県医師会・茨城県立中央病院茨城県地域がんセンター・東京医科大学茨城医療センター・独立行政法人労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター・茨城県社会保険労務士会・一般社団法人茨城県ソーシャルワーカー協会（公益社団法人日本医療社会福祉協会）・一般社団法人日本産業カウンセラー協会 東関東支部・特定非営利活動法人日本キャリア開発協会

●治療と仕事の両立支援に関する 茨城県内の相談先一覧

職場で働き続けるための相談がしたい		がん、脳卒中、心疾患、肝炎、糖尿病、その他難病の患者さん向け
独立行政法人労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター 相談：平日(12月29日～1月3日を除く) 8:30～17:15(予約不要) ※毎週水曜日の面談は現在休止中 tel.029-300-1221		・治療の段階や健康状態に応じた働き方について患者さんと一緒に考えます。 ・主治医に「意見書」を書いてもらう時の助言をします。 ・勤務先で「両立支援プラン」を作成する時の具体的な支援をします。
以下の窓口で出張相談を行っています。(通院している病院に関わらずご利用できます。)		
筑波メディカルセンター病院 毎月第3火曜日 13:00～16:00 (予約制) tel.029-851-3511	株式会社製作所ひたちなか総合病院 毎月第3木曜日 13:00～16:00 (予約不要) 【現在休止中】 tel.029-354-6843	水戸赤十字病院 毎月第2木曜日 13:30～16:30 (予約不要) 【現在休止中】 tel.029-221-5177
(独)国立病院機構茨城東病院 毎月第4水曜日 11:00～14:00 (予約不要) 【現在休止中】 tel.029-282-1151	茨城県難病相談支援センター 随時受付 (予約制) tel.029-840-2838	

仕事を探したい		がん、肝炎、糖尿病等の患者さん向け
ハローワーク出張相談 (予約制) 各ハローワークでも相談を受け付けています。		・がん、肝炎、糖尿病等の疾病により長期療養をしながら仕事を探している患者のために、専門相談員が、能力や適性、病状、治療状況などを考慮して就職を支援します。
以下の窓口で出張相談を行っています。(通院している病院に関わらずご利用できます。)		
茨城県立中央病院 毎月第3木曜日 10:00～13:00 tel.0296-78-5420	(独)国立病院機構水戸医療センター 毎月第4木曜日 10:00～13:00 tel.029-240-7711	東京医科大学茨城医療センター 毎月第3火曜日 9:30～12:30 tel.029-887-1161
株式会社製作所ひたちなか総合病院 毎月第2木曜日 13:00～16:00 tel.029-354-6843	株式会社製作所日立総合病院 毎月第2水曜日 13:00～16:00 tel.0294-23-8341	筑波メディカルセンター病院 毎月第2木曜日 13:00～16:00 tel.029-851-3511
友愛記念病院 毎月第3金曜日 13:30～16:00 tel.0280-97-3353	茨城西南医療センター病院 毎月第3木曜日 13:00～16:00 tel.0280-87-6704	総合病院土浦協同病院 毎月第2火曜日 13:00～16:00 tel.029-830-3711

病気とともに働くことを一緒に考えてみませんか？

茨城県には専門家に相談できる**無料**の窓口がたくさん用意されています。

病気になってからの仕事との付き合い方、職場との向き合い方、使える制度、自分の病気のこと。きちんと考え、納得のいく選択ができるように支援します。

各がん診療連携拠点病院等の就労相談窓口



- ・ 社会保険労務士が仕事に関する様々なご相談をお受けしています。【予約優先】
- ・ 休暇・労働時間制度、傷病手当金等各種制度が知りたいなど、お気軽にご相談ください。

通院している病院に関わらずご利用できます。

茨城県立中央病院 毎月第4水曜日 13:00～16:00 tel.0296-78-5420	(独)国立病院機構水戸医療センター 毎月第4木曜日 10:00～13:00 tel.029-240-7711	株式会社製作所日立総合病院 毎月第2水曜日 13:00～16:00 tel.0294-23-8341
株式会社製作所ひたちなか総合病院 毎月第1木曜日 13:00～16:00 tel.029-354-6843	総合病院土浦協同病院 毎月第4水曜日 13:00～16:00 tel.029-830-3711	筑波大学附属病院 毎月第3木曜日 13:00～16:00 tel.029-853-7970
筑波メディカルセンター病院 毎月第1木曜日 13:00～16:00 tel.029-851-3511	東京医科大学茨城医療センター 毎月第3水曜日 13:00～16:00 tel.029-887-1161	友愛記念病院 毎月第2木曜日 13:00～16:00 tel.0280-97-3353
茨城西南医療センター病院 毎月第2水曜日 13:00～16:00 tel.0280-87-6704	医療法人社団善仁会小山記念病院 毎月第3水曜日 13:00～15:00 tel.0299-85-1133	

茨城県難病相談支援センター

平日 9:00～12:00、
13:00～16:00

tel.029-840-2838



- ・ ハローワークの難病患者就職サポーターとセンター相談員による就労相談を行います。
- ・ 就職後、就労を継続できるよう職場の配慮を求め、疾病の自己管理を行うための支援を行います。

**茨城産業保健総合支援センターによる
両立支援（再掲）**

随時、予約制

**難病患者就職サポーター出張就労相談
（ハローワーク出張相談）**

毎月第3水曜日 10:00～12:00、13:00～15:00（予約制）

がん、脳卒中、心疾患、肝炎、糖尿病、難病・・・ 病気になったら仕事を辞めなくてはいけない？

思いがけない病気の診断を受けるのは衝撃的なことです。でもすぐに仕事を辞めないでください。もしかしたら、今まであなたが大切に積み上げてきたものを失ってしまうことになるかもしれません。

離職前にまずは**相談**しましょう！

治療と仕事の両立支援とは

病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。

治療と仕事の両立のための手順（例）

STEP1

あなたから主治医へ



主治医に対してあなたの「仕事の内容」を伝えます。（産業保健総合支援センターでは様式を用意しています。）



STEP2

主治医からあなたへ



仕事の内容（書面）をもとに、あなたの望ましい働き方について、主治医に「意見書」を書いてもらいます。（産業保健総合支援センターでは様式を用意しています。）



STEP3

あなたから会社へ



主治医の「意見書」を会社に提出します。



STEP4

会社による措置



会社では、主治医の「意見書」などをもとに、就業の可否、働く上での治療に対する配慮などについて検討し、就業可能な場合は「両立支援プラン」を作成します。

茨城県地域両立支援推進チームとは

- ➡ 茨城県内の実状に応じた両立支援を効果的に進め、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備することを目的として、茨城県内の使用者団体や労働団体のほか、医療機関、県などの両立支援を推進する様々な関係者で構成するチームです。

事務局：厚生労働省茨城労働局労働基準部健康安全課（029-224-6215）

10 ピアサポート相談窓口

ピアサポートとは、がんという病気を体験した人が、自分の経験を生かしなが
「体験を共有し、ともに考えること」で、対等な立場で行われる傾聴や支援のことです。

仲間から支えられていると感じられる場にいることによって、お互いに支え合い、
生活や治療への不安や悩みなどの軽減・解決につながる事が期待できます。

県内のピアサポート相談窓口は次のとおりです。

かさま窓口	みと窓口	ひたち窓口
茨城県立中央病院 1階 がん相談支援センター 第2・4金曜日 13:00～15:30 (予約優先) tel.0296-78-5420	水戸医療センター 1階医療相談室 第3金曜日 13:00～15:30 (予約優先) tel.029-240-7711(代)	株式会社製作所日立総合病院 本館棟1階 医療サポートセンター 「相談室3」 毎週木曜日 13:00～15:30 (予約優先)※予約受付は月～金 13時～15時 tel.0294-23-8341
ひたちなか窓口	つちうら窓口	筑波大学窓口
株式会社製作所ひたちなか総合病院 1階応接室 第1火曜日 13:00～15:30 (予約優先) tel.029-354-6843	総合病院土浦協同病院 1階患者サポートセンター内 がん相談支援センター 第1月曜日 13:00～15:30 (予約優先) tel.029-830-3711(代)	筑波大学附属病院 第1木曜日 13:00～15:30 (要予約) tel.029-853-7970
つくば窓口	あみ窓口	こが窓口
筑波メディカルセンター病院 患者家族相談支援センター・ がん相談支援センター 第3木曜日 13:30～15:30 (予約優先) tel.029-851-3511(代)	東京医科大学茨城医療センター 外来本館1階 面談室1 第2・4水曜日 13:00～15:30 (予約優先) tel.029-887-1161(代)	友愛記念病院 2階 会議室 第4金曜日 13:00～15:30 (予約優先) tel.0280-97-3000(代)
かしま窓口	 がんになっても ひとりじゃない	
医療法人社団善仁会小山記念病院 本館1階相談室 第3月曜日 13:00～15:30 (要予約) tel.0299-85-1133		

* 2022年12月現在の状況であり、今後変更や追加がある場合がありますので、御留意ください。
詳細については、それぞれの窓口へ直接お問い合わせください。

11 県内の患者会と患者サロン

患者会とは、同じ病気や症状、障害など何らかの共通する患者体験を持つ人達が集まり情報交換や交流を図るための会です。

また、患者サロンとは、患者やそのご家族など、同じ立場の人が、がんのことを自由に語りあえる場のことです。

県内には次のような患者会や患者サロンがあります。掲載している患者会への入会や患者サロンへの参加を希望される場合や活動内容を詳しく知りたい場合は、各団体等の連絡先までお問い合わせください。

1) - 1 がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、県がん診療指定病院を主な活動の拠点にしている患者会【がん診療連携拠点病院】

病 院 名	(株) 日立製作所日立総合病院	
団体・患者会名	乳がん患者会 【現在休止中】	患者会「さ・く・ら」 【現在休止中】
主な対象疾患等	乳がん	血液疾患
活 動 内 容 等	・毎月第3土曜日の10時～12時に、患者同士や医療従事者との交流、情報交換による治療意欲、QOL(生活の質)の向上を目的としたおしゃべり会を開催しています。	・2月を除く偶数月の第1土曜の14時～16時に、患者同士の交流や情報交換による生活の質の向上を目的としたおしゃべり会を開催しています。
連 絡 先	0294-23-1111(外科外来)	0294-23-1111(1号棟4階病棟)

病 院 名	総合病院土浦協同病院	
団体・患者会名	たんぽぽ会	ストーマ患者会「一の木」
主な対象疾患等	乳がん	大腸がん等
活 動 内 容 等	・情報交換会や勉強会を開催しています。	・情報交換会や勉強会、レクリエーション、小旅行、相談会を開催しています。
連 絡 先	029-830-3711(病院代表)(がん相談支援センター)	

病 院 名	筑波大学附属病院	
団体・患者会名	朴の木会(ほうのきかい)	たんぽぽの会
主な対象疾患等	がん全般	血液内科
活 動 内 容 等	・会員同士の情報交換や交流などを行っています。	・会員同士の情報交換や交流などを行っています。
連 絡 先	029-853-7970(直通)(がん相談支援センター)	

病 院 名	筑波大学附属病院	
団体・患者会名	くるみの会	声友会
主な対象疾患等	乳がん	喉頭全摘手術後の患者
活 動 内 容 等	・講演会の開催や会員同士の情報交換、交流等を行っています。	・会員同士の情報交換や交流などを行っています。 ・食道発声法、電気咽頭による発声法(マイク)等の練習
連 絡 先	029-853-7970 (がん相談支援センターまたは160外来窓口)	029-853-3900(病院代表) (210外来窓口)

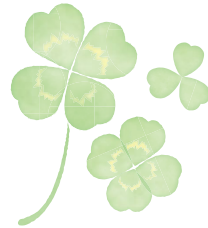
病 院 名	筑波大学附属病院	筑波メディカルセンター病院
団体・患者会名	精巣腫瘍患者会 (J-TAG)	森の会
主な対象疾患等	精巣腫瘍患者・家族	乳がん
活 動 内 容 等	・会員同士の情報交換や交流などを行っています。	・情報交換会、学会の報告会、勉強会、非日常療法(外での活動)などを開催しています。 ・ブログ：森の会・筑波メディカル・ピンクリボンの会をご参照ください http://morinokai305.livedoor.blog/
連 絡 先	029-853-7970(直通) (がん相談支援センターまたは260外来窓口)	029-824-8093(会代表者宅) yokopaul@gmail.com(会代表者メール)

病 院 名	友愛記念病院	(株)日立製作所ひたちなか総合病院
団体・患者会名	はなももの会	がん患者会
主な対象疾患等	乳がん	がん全般
活 動 内 容 等	・患者同士の交流の場、情報交換、講演会を開催しています。	・会員による情報交換や交流会、院内スタッフが講師の勉強会を開催しています。
連 絡 先	0280-97-3000(病院代表)	029-354-6843 (がん相談支援センター)



【地域がん診療病院】

病 院 名	医療法人社団善仁会 小山記念病院
団体・患者会名	たんぽぽの会
主な対象疾患等	乳がん
活 動 内 容 等	・会員同士の情報交換、交流、地域イベントでの乳がん検診の呼びかけ運動、抗がん治療中の方へタオル地帽の作成とプレゼント、乳房パットづくりなどの活動を実施しています。
連 絡 先	0299-85-1133 (がん相談支援センター)



【県がん診療指定病院】

病 院 名	水戸赤十字病院
団体・患者会名	クロスサロンみと 【現在休止中】
主な対象疾患等	がん全般
活 動 内 容 等	・定期的なおしゃべり会の開催、患者(家族)同士ならびに医療従事者との交流や情報交換、勉強会の開催などを実施しています。
連 絡 先	029-221-5177(病院代表) (がん相談支援室)



病 院 名	JAとりで総合医療センター	
団体・患者会名	コスモス・水仙の会	リンパ浮腫外来患者会
主な対象疾患等	大腸がん・膀胱がん ストーマ造設後	乳がん・女性生殖器がん
活 動 内 容 等	・定例会(年に1～2回)として、院内での勉強会、会員(家族)同士の情報交換会や、院外での懇親会を開催しています。 	・リンパ浮腫の治療・ケアの指導や患者・家族の情報交換を行っています。 (会からのメッセージ) 当患者会は、リンパ浮腫を発症している方からの要望で、立ち上げた患者会です。当院に通院していない方でも、どなたでも参加できます。申込や参加費は不要です。詳細は病院ホームページをご参照ください。
連 絡 先	0297-74-5551(病院代表)(外科外来)「15時00分～16時30分」	

1)ー2 がん診療連携拠点病院等で定期的に実施する患者・家族向け講座

【がん診療連携拠点病院】

病 院 名	茨城県立中央病院
サロン名称	睥がん・胆道がん教室 【現在休止中】
対 象 者	睥がん・胆道がん患者・家族
開 催 日 時	3カ月に1回（3・6・9・12月） 14時00分～15時30分
開 催 場 所	災害医療センター
講 座 内 容	・睥がん・胆道がんとは ・抗がん剤の副作用と痛みについて ・口腔ケア ・相談支援センターと緩和ケア ・食生活のヒントと食事の工夫
連 絡 先	0296-78-5420(直通) (がん相談支援センター)



2)がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、県がん診療指定病院を主な活動の拠点にしている患者サロン

【がん診療連携拠点病院】

病 院 名	茨城県立中央病院	
サロン名称	がん患者レディースサロン「のぼら」	がん患者サロン「ゆりの会」
対 象 者	がん患者及びその家族など ※女性限定	がん患者及びその家族など、 当該サロンを希望する全ての来訪者
開 催 日 時	毎月第3水曜日 13時30分～15時30分	毎月第4水曜日 13時30分～15時30分
開 催 場 所	研修棟 会議室E	研修棟 会議室B
会 場 の メッセー ジ	当サロンは、女性患者さん達の要望により発足いたしました。女性限定ですので、身体のことなど何でもわきあいあいと話せる楽しいサロンです。お一人でも是非ご参加いただいてサロンの雰囲気をご体験ください。	がんの治療や療養生活について、患者や家族同士で悩みを共有することが安らぎにつながります。また、専門の先生や認定看護師による勉強会を毎回実施し、がんに関する新しい情報を学ぶことができ、一般の方も早期発見、早期治療に役立てることが出来ます。
連 絡 先	0296-78-5420(直通) (がん相談支援センター)	

病 院 名	(独)国立病院機構水戸医療センター	総合病院土浦協同病院
サロン名称	がん患者サロン「しろやまざくらの会」	がん患者サロン「えがおの会」
対 象 者	がん患者及びその家族など、当該サロンを希望する全ての来院者	がん患者及び家族
開 催 日 時	毎月第3火曜日 10時～15時	毎月第3火曜日 13時～15時
開 催 場 所	病院2階 患者教室	2階カンファレンス室
会 場 の メッセー ジ		患者同士の安心した雰囲気の中で、自分の話をしたいとき、体験談などを聞きたいときなどにご参加ください。予約なく参加できます。途中の入出・退出も自由ですので、ご都合に合わせてご利用ください。
連 絡 先		029-830-3711 (代表) (がん相談支援センター)

病 院 名	筑波大学附属病院
サロン名称	がん患者サロン
対 象 者	がん患者及び家族
開 催 日 時	偶数月 第2木曜日 14時～16時
開 催 場 所	B棟2階 B251-1 会議室
会 場 の メッセー ジ	院内職員によるミニレクチャーと参加者同士の交流を行っています。会場にはがんに関する情報コーナーを設置しています。
連 絡 先	029-853-7970 (直通) (がん相談支援センター)



【地域がん診療病院】

病 院 名	医療法人社団善仁会 小山記念病院
サロン名称	スマイルカフェ
対 象 者	がん患者(他病院の乳がん患者も可)
開 催 日 時	毎月第4火曜日 13時30分～15時30分
開 催 場 所	病院本館2階 会議室
会 からの メッセージ	
連 絡 先	0299-85-1133 (がん相談支援センター)



【県がん診療指定病院】

病 院 名	水戸赤十字病院	水戸済生会総合病院
サロン名称	クロスサロンみと	がんサロン なでしこ
対 象 者	がん体験者、家族、支援者	がん患者及び家族
開 催 日 時	毎月第2水曜日 13時30分～15時30分	毎月第2月曜日 14時～15時 祝日の場合は、第3月曜日 (変更する場合があります)
開 催 場 所	病院本館3階 会議室	本館3階 第1会議室
会 からの メッセージ	全がん対象のサロンです。男性も女性も、ほかの病院で治療されている方も、お気軽に参加してください。のんびり開催していますので、時間内にぜひのぞいてみてください。(途中退席もOKです)	がん患者さんやご家族が何気なく集まり、抱えている思いを語り合っています。気軽にご参加ください。
連 絡 先	029-221-5177 (代表) (がん相談支援室)	029-254-2416 (直通) (がん相談支援室)

病 院 名	(独)国立病院機構茨城東病院	茨城西南医療センター病院
サロン名称	がん患者サロン「はまなすの会」	がんサロン
対 象 者	がん患者及びその家族など、当該サロンを希望する全ての来院者	がん患者及び家族
開 催 日 時	毎月第2木曜日 11時～14時	毎月第3木曜日 14時～16時
開 催 場 所	院内療育訓練棟	病院講堂
会 からの メッセージ	当サロンは患者さんやご家族の方が集まり日々の不安や心配などを語り合い、分かち合う場です。参加者が自主的に運営しています。定期的に開催されますので気軽にご参加ください。	患者・家族が自由に病気に関する体験や悩みを共有する場です。また、院内職員によるミニ講座やがんに関する様々な情報を提供しています。
連 絡 先	029-282-1151 (代表) (内線2030企画課専門職)	0280-87-6704 (直通) (がん相談支援センター)

3)その他の患者会

団体・患者会名	茨城よろこびの会	茨城よろこびの会・レディス・ピア県央
主な対象疾患等	がん全般	がん全般
主な活動場所	水戸市	水戸市
活 動 内 容 等	・講演会の開催、会員同士の情報交換や交流、会報の発行(年3回)、電話相談を行っています。 (会からのメッセージ) サバイバー達が主になり、いろいろな行事を企画し楽しんでいます。	・ピアカウンセリング、会員同士の情報交流(毎月第2木曜・赤塚ミオス内ボランティア室)、講演会の開催、会員の特技等を活かした癒し行事を行っています。 (会からのメッセージ) ピアカウンセリングを主に女性の健康を学んでいます。
連 絡 先	029-241-0011 (公財)茨城県総合健診協会	029-254-3124(代表者宅)



団体・患者会名	茨城よろこびの会・レディス・ピア県西	茨城よろこびの会・メンズ・ピア
主な対象疾患等	がん全般	がん全般
主な活動場所	筑西市	ひたちなか市
活動内容等	・講演会の開催、会員同士の情報交換や交流、例会(毎月第2木曜)を行っています。 (会からのメッセージ) 傾聴と健康を大切に、楽しみながら活動しています。	・会員同士の情報交換(毎月第2水曜日)、料理教室、映画会、農園、海釣りを行っています。 (会からのメッセージ) 男だって料理もできます、楽しみながら。畑で野菜、時には釣りも。映画・音楽・鑑賞会・みんなでワイワイこの指止まれ!
連絡先	0296-28-1536(事務局)	029-285-7776

団体・患者会名	茨城がん体験談スピーカーバンク	乳がん仲間の小さなおしゃべり会momo♪
主な対象疾患等	がん全般	乳がん
主な活動場所	水戸市ほか	水戸市
活動内容等	・会員同士の情報交換会や交流、例会(毎月第3日曜日・赤塚ミオス内)、スピーカーバンク養成、がん体験談依頼時の派遣、講演会の開催を行っています。 (会からのメッセージ) 会では多くのがん経験者が所属しており、学校や企業などで自分たちの体験談をお話させていただいております。患者の生の声を聴きたい方、是非お気軽にお問い合わせください。	・毎月第4月曜日 水戸市での患者サロン(おしゃべり会)の他、リンパ浮腫勉強会(不定期)、フリーマーケット等でのピンクリボン活動、ピアサポート活動への協力、乳がん体験の講演、大おしゃべり会(年1回)を行っています。 (会からのメッセージ) 乳がんの告知は突然です。また、乳がんになってからの道のりもとても長いものです。もし、体験者の声が聞けたらいいな、不安に思っていることがあるんだけど話ができるころはないかしら…。体験者のつくる、小さなおしゃべり会です。
連絡先	E-mail:info@iba-gan.jp	029-255-0908 (認定NPO法人水戸こどもの劇場) E-mail:momo_20070725@yahoo.co.jp http://qoolmomo.blog.shinobi.jp/

団体・患者会名	サルビアの会
主な対象疾患等	がん全般
主な活動場所	古河福祉の森診療所内 (古河市新久田271-1)
活 動 内 容 等	・定例会として、毎月第1土曜日10時～12時(家族会)、第3土曜日10時～12時(患者会)を開催しています。 ・また、がん相談や電話相談、ブログ(がんなんかになんか負けてたまるか～がん患者会の人たち)による情報発信も行っています。 参加費無料
連 絡 先	0280-48-6521 (古河市古河福祉の森診療所)



団体・患者会名	地域がん患者サロン虹	ピアサポートいばらき
主な対象疾患等	がん全般	がん全般
主な活動場所	水戸共立診療所隣「サロンカフェひらす」	水戸市ほか
活 動 内 容 等	・毎月第2金曜日の午後2時から4時に会員の交流活動とがんの悩みを話せる場としてサロンを開催しています。 ・一回の参加費は300円です。 (会からのメッセージ) 地域で気軽に声を掛けられる窓口が欲しいと会員の思いから立ち上がったがんサロンです。医師から告知を受けた患者さんの気持ちに寄り添います。ひとりひとり病気の背景が異なり不安はそれぞれです。がんを知ること、がんを隠さず生活すること、気持ちを整理し、迷いながらも一歩を踏み出す場となればと思っています。一度お越しください。	(会からのメッセージ) 茨城県は2008年、全国で2番目にがんピアサポートを始めました。ピアサポートとは、がん体験者が仲間(ピア)として、がん患者やご家族のお話を伺うことです。現在県内のがん診療連携拠点病院で行われています。 この会は、そこで活動するがんピアサポーター、医療関係者、この事業に賛同してくださる方の横の交流のための情報交換会、セミナーなどを開催しています。ピアサポート相談、がん相談にご興味のある方、ぜひお待ちしております。
連 絡 先	090-8890-4849(代表者)	FAX:029-852-7097 E-mail:peeriba@yahoo.co.jp j.yagi@mail2.accsnet.ne.jp HP:https://peer-iba.jimdosite.com

団体・患者会名	がんサロンとりで	がん患者サロン みち草
主な対象疾患等	がん全般	がん全般
主な活動場所	取手市	ひたちなか市 ファミリーコラボ
活動内容等	・例会を毎月第2木曜日に、勉強会を毎月第4木曜日に開催し、会員同士の情報交換会や交流を行っています。 ・また、活動報告「いきいきネットとりで」で情報発信もしています。 ・予約不要・参加費無料です。(会からのメッセージ) 私たちは心の垣根を持っていません。必ずこの日この時間にあなたをお待ちしております。	・毎月第1水曜日に、会員同士の情報交換会や交流を目的に例会を開催しています。 ・また、講演会の開催や医療者が加わっての簡単な健康相談も実施しています。 ・予約不要、参加費無料です。(会からのメッセージ) がんの経験者を主体として、健康に不安のある方やご家族など、同じ立場の人が気軽に語り合い、交流する場です。また共に活動してくださるサポーターを募集しています。気軽に遊びに来てください。
連絡先	0297-78-2538(代表者宅)	090-8963-7419(代表者)

団体・患者会名	がん哲学外来 さいわいカフェin茨城・筑西	がん哲学外来 古河そうわカフェin茨城
主な対象疾患等	がん全般	がん全般
主な活動場所	筑西市幸町2丁目16-6 幸町キリスト教会内	古河市関戸1759-16 日本同盟基督教団総和キリスト教会
活動内容等	・毎月第3日曜日:14時～16時 ・がん哲学外来カフェに関心のある方でしたら、どなたでもご参加いただけます。 ・樋野興夫先生(がん哲学外来名誉理事長)の言葉の処方箋などを、みなさまと一緒に受け取りながら、お互いに同じ目線で語り合える、ほっこりとしたカフェタイムです。 ・定員:約12名(なるべく事前にご連絡下さい。) ・参加費:200円(会場・お茶・資料代として) ・会場は、天窓のある明るい教会内で、こころ落ち着く空間です。地域のみなさまのお力になればと願っています。宗教の勧誘などありませんので安心してご参加ください。 ・感染状況により、オンライン開催となることがあります。 お気軽にお問い合わせ下さい。お待ちしております♪	・毎月第3木曜日(14時～16時)に樋野興夫氏の書籍を読みながら、お茶やお菓子を頂き、語り合いをしながら分かち合う時間を持ちます。 ・経験者・がん家族・遺族・がんに関心を持つどなたでも参加可能 ・事前予約なし、参加費なし、定員なしが特色です。 ・突然の来会歓迎します。
連絡先	代表・担当:海老澤 規子 090-2178-6445(18時～20時) メール: gtsaiwaicafe@gmail.com HP: www.saiwaichocc.org 後援: 一般社団法人がん哲学外来 HP: www.gantetsugaku.org	代表・担当:前山 正夫 0280-98-1948(FAXも同様) E-mail: gtkgsowak@gmail.com HP: http://church.ne.jp/souwa/ 後援: 一般社団法人がん哲学外来 HP: gantetsugaku.org

団体・患者会名	がん哲学外来@あがつペカフェ	水戸黄門記念がん哲学外来まちなかカフェ
主な対象疾患等	がん全般	がん全般
主な活動場所	那珂市瓜連573-1 瓜連キリストの教会内あがつペカフェ	水戸市三の丸1-5-18 (常陽郷土會館内) 常陽藝文センター
活動内容等	お茶菓子と一緒にいただきながら、参加者が、それぞれに今の気持ちを話し、お互いに耳を傾けます。希望者には治療経験者が個別に傾聴いたします。 毎月1回開催（基本的に第3水曜日）90分程度の集まりです。体調に合わせ途中退席も可能です。ニックネーム（匿名）で参加ができ、お話しの内容はカフェ以外に持ち出さないことをお願いしています。 参加費はお茶菓子代300円です。予約は必要ありませんが、初めての方は電話にて日時をご確認ください。	・毎月第2日曜日 13時30分～15時30分 ・がん患者さん、ご家族、ご友人、医療スタッフ等が参加して、和やかにお茶を飲みながら自由に語り合える場所です。お互いの気持ちに寄り添い、支えあう活動をしていきます。カフェはどなたでも参加で出来ます。 ・毎回、カフェの始まりには樋野先生の著書を朗読します。 ・定員：20名 参加費：300円（お茶代） ※初めて参加される方は、TELにて開催日をご確認下さい。 ※カフェは匿名での参加も可能です。
連絡先	あがつペカフェ（平日11～16時） 029-296-1851（担当：コトフ） メール：gantetsu.agape@gmail.com 後援：一般社団法人がん哲学外来 HP：www.gantetsugaku.org	代表・担当：藤田 貞子 090-5794-5027 メール：gt.machinaka@gmail.com 後援：一般社団法人がん哲学外来 HP：www.gantetsugaku.org



団体・患者会名	大切な人を亡くした家族の会	大切なお子様を亡くされたあなたへ『Sanaの会』
主な対象疾患等	大切な人を亡くした家族	お子様を亡くされた方々
主な活動場所	水戸市	内原市民センター
活動内容等	・残された遺族の気持ちを話し合う場として、毎月第2日曜日（14時～16時）にふらっとみとサロンを開催しています。 （会からのメッセージ） 心の窓を開けてみませんか。ゆっくり一歩を、ふらっと一歩を、魂でつながっている故人とともに前を向いていきましょう。	1.sanaの会「エンゼルクラス」 sanaの会では、流産や死産を経験した方々、あるいは生まれて間もないお子様を亡くされたお母様・お父様を対象に「エンゼルクラス」を開催いたします。誰かに悲しい気持ちを話すことで、心が軽くなっていきます。一緒に話をしませんか？ 2.sanaの会「じいじ・ばあばの会」 お孫様を亡くされた祖父母の会を開催いたします。この会は、大切なお孫様を亡くされたおじい様、おば様限定の会になります。大切なお子様を亡くされた悲しみは、ご両親だけではありません。おじい様、おば様も同様に失ったお孫様への強い喪失悲嘆を感じています。愛するお子様を失った悲しみは、家族としてご両親とはまた違った悲しみを感じているのではないかと考えています。大切なお孫様を亡くされた悲しみを一緒に乗り越えていきませんか？ 参加費：無料 参加時はマスクをご着用ください。 参加人数：5名程度/1回 参加する際はスリッパをご持参ください。
連絡先	029-253-3391 （代表者宅、FAXも同様）	お問合せ： つくば国際大学医療保健学部看護学科 小児看護学領域 助教 堀 恵子 TEL:029-826-6622 FAX:029-826-677 E-mail K-hanawa@tius.ac.jp

〔執筆者〕 茨城県保健福祉部健康地域ケア推進課がん・生活習慣対策推進質

中島 浩平

* 茨城県内の患者会・患者サロンの全てではありません。

1)・2)は、2022年12月現在で、がん診療連携拠点病院・地域がん診療病院・県がん診療指定病院で把握している患者会と患者サロンです。

3)は、本冊子の編集委員会が、2022年12月現在で、把握し掲載を決定した患者会で、掲載の承諾を得た団体です。

* 掲載内容には、今後変更や追加がある場合がありますので御留意ください。

IV

県内のがん診療連携拠点病院等の情報



IV 県内のがん診療連携拠点病院等の情報

1 所在地

都道府県がん診療連携拠点病院

病 院 名	住 所	電話番号
茨城県立中央病院・茨城県地域がんセンター	笠間市鯉淵6528	0296-77-1121

地域がん診療連携拠点病院

病 院 名	住 所	電話番号
国立病院機構水戸医療センター	茨城町桜の郷280	029-240-7711
(株)日立製作所日立総合病院・茨城県地域がんセンター	日立市城南町2-1-1	0294-23-1111
(株)日立製作所ひたちなか総合病院	ひたちなか市石川町20-1	029-354-5111
総合病院土浦協同病院・茨城県地域がんセンター	土浦市おおつ野4-1-1	029-830-3711
筑波大学附属病院	つくば市天久保2-1-1	029-853-3900
筑波メディカルセンター病院・茨城県地域がんセンター	つくば市天久保1-3-1	029-851-3511
東京医科大学茨城医療センター	阿見町中央3-20-1	029-887-1161
友愛記念病院	古河市東牛谷707	0280-97-3000

地域がん診療病院

病 院 名	住 所	電話番号
医療法人社団善仁会 小山記念病院	鹿嶋市厨5-1-2	0299-85-1111

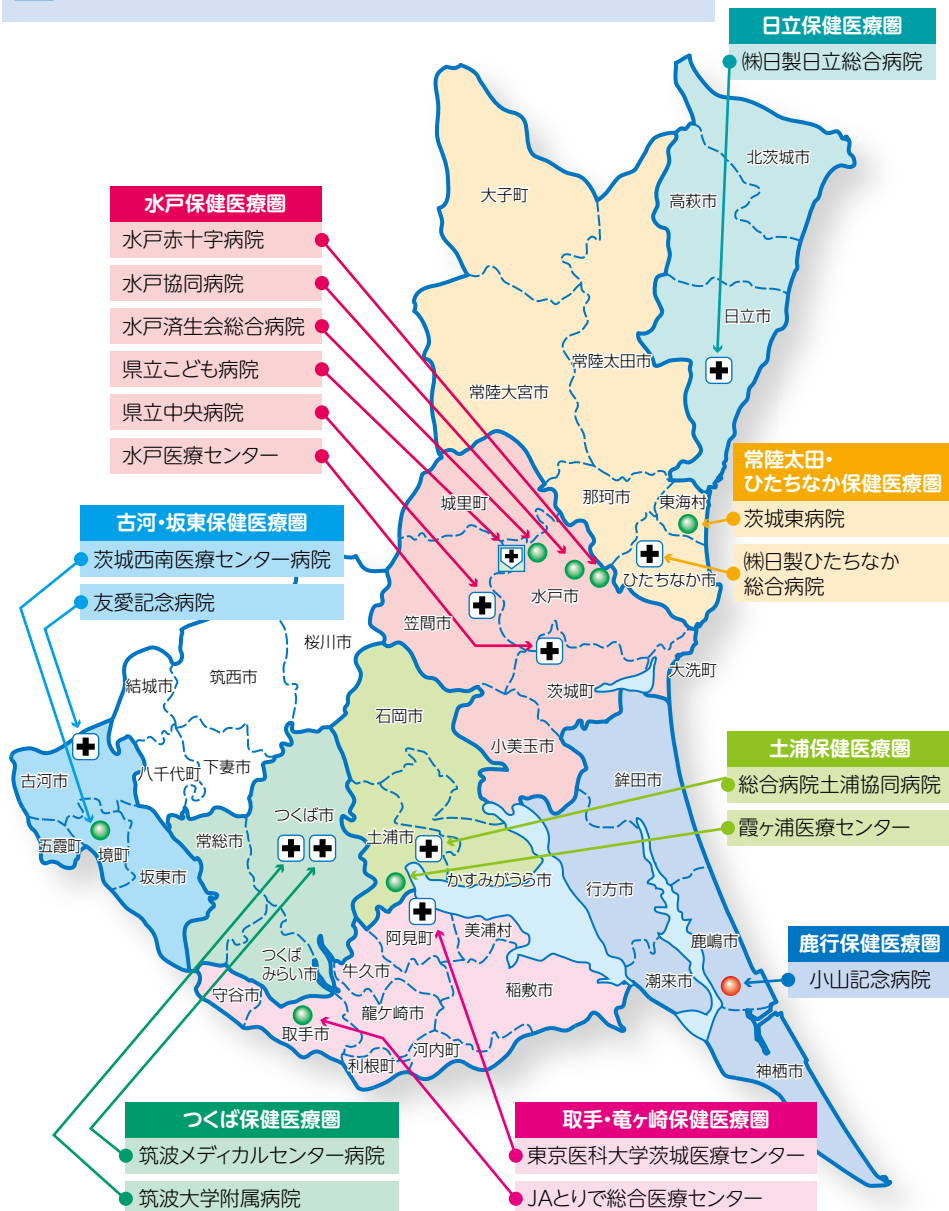
茨城県がん診療指定病院

病 院 名	住 所	電話番号
水戸赤十字病院	水戸市三の丸3-12-48	029-221-5177
水戸済生会総合病院	水戸市双葉台3-3-10	029-254-5151
総合病院水戸協同病院	水戸市宮町3-2-7	029-231-2371
国立病院機構茨城東病院	東海村照沼825	029-282-1151
国立病院機構霞ヶ浦医療センター	土浦市下高津2-7-14	029-822-5050
JAとりで総合医療センター	取手市本郷2-1-1	0297-74-5551
茨城西南医療センター病院	境町2190	0280-87-8111
茨城県立こども病院(茨城県小児がん拠点病院)	水戸市双葉台3-3-1	029-254-1151

- +
 がん診療連携拠点病院

 地域がん診療病院
- +
 茨城県小児がん拠点病院

 茨城県がん診療指定病院



2 取り扱いがん種

医療機関名	肺がん	胃がん	肝がん	大腸がん	乳がん	子宮がん	* 放射線療法
茨城県立中央病院	○	○	○	○	○	○	○
国立病院機構 水戸医療センター	○	○	○	○	○	－	○
(株)日立製作所 日立総合病院	○	○	○	○	○	○	○
(株)日立製作所ひたち ななか総合病院	○	○	○	○	○	－	○
総合病院 土浦協同病院	○	○	○	○	○	○	○
筑波大学附属病院	○	○	○	○	○	○	○
筑波メディカル センター病院	○	○	○	○	○	○	○
東京医科大学 茨城医療センター	○	○	○	○	○	○	○
友愛記念病院	○	○	○	○	○	－	○
小山記念病院	○	○	○	○	○	○	－

医療機関名	肺がん	胃がん	肝がん	大腸がん	乳がん	子宮がん	*放射線療法
水戸済生会 総合病院	○	○	○	○	－	－	○
水戸赤十字病院	○	○	○	○	○	○	○
総合病院 水戸協同病院	○	○	○	○	○	－	○
国立病院機構 茨城東病院	○	－	－	－	－	－	○
国立病院機構霞ヶ 浦医療センター	○	○	○	○	○	○	○
JAとりで 総合医療センター	○	○	○	○	○	○	○
茨城西南医療セン ター病院	○	○	○	○	○	－	○

*放射線療法可能機関

〔執筆者〕 茨城県保健福祉部健康地域ケア推進課がん・生活習慣対策推進室
中島 浩平

V

がん情報収集について



V がん情報収集について

ホームページの紹介

現在はインターネットであらゆる情報を収集出来る時代です。がんに関する情報もインターネットで容易に収集可能です。しかし、インターネット上の情報は玉石混淆しており、どの情報が有益であるかを見極める必要があります。

ネット上で得た情報を鵜呑みにするのではなく、主治医に良く聞く姿勢も必要です。ここでは、主に公的機関が運営するがん患者・家族にとって有益と思われるサイトを紹介します。

1 国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター「がん情報サービス」

各種がんの解説、診断・治療法、先にお示した「がんになったら手にとるガイド」等冊子のダウンロード、拠点病院等の情報を掲載。



<https://ganjoho.jp/public/index.html>

2 公益財団法人 日本医療機能評価機構「Mindsガイドラインライブラリー」



がんのみならず、各種疾患の診療ガイドラインと関連情報を提供しているサイト。

<https://minds.jcqhc.or.jp>

3 いばらき医療機関情報ネット

県内の病院・診療所・歯科診療所等を検索でき、医療機関の所在地、連絡先のほか、診療科目、診療時間、医療機関の提供するサービス、対応可能な疾患・治療、その他、医療に関する多くの情報を見ることが可能。



<https://www.ibaraki-medinfo.jp>

4 がん情報サイト

米国国立がん研究所（NCI）とライセンス契約し、PDQ[®] 日本語版をはじめとするがんに関する最新かつ包括的な情報を配信するサイトです。



<https://cancerinfo.tri-kobe.org/>

5 がんナビ



がん患者さんとその家族のために、がんの治療や患者さんの日々の生活をサポートする情報を掲載。

<https://medical.nikkeibp.co.jp/inc/all/cancernavi/>

6 公益財団法人がんの子どもを守る会

小児がんで子どもを亡くした親たちによって、小児がんが治る病気になってほしい、また小児がんの子どもを持つ親を支援しようという趣旨のもと設立された財団のホームページ。



<http://www.ccaj-found.or.jp/>

7 総合がん情報サイトいばらき



茨城県内のがんに関する様々な情報を掲載している県のサイト。県内のがん診療連携拠点病院の情報やがん相談支援センターの情報、患者会・サロン等の情報を掲載。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/sogo/yobo/cancergrop/catop.html>

〔執筆〕 茨城県保健福祉部健康地域ケア推進課がん・生活習慣対策推進質
中島 浩平

VI

問い合わせ一覧



茨城県庁、市町村役場一覧

県、市町村名	郵便番号	所在地	電話番号
茨城県	310-8555	水戸市笠原町 978-6	029-301-1111
水戸市	310-8610	水戸市中央 1-4-1	029-224-1111
日立市	317-8601	日立市助川町 1-1-1	0294-22-3111
土浦市	300-8686	土浦市大和町 9-1	029-826-1111
古河市	306-0291	古河市下大野 2248	0280-92-3111
石岡市	315-8640	石岡市石岡 1-1-1	0299-23-1111
結城市	307-8501	結城市結城 1447	0296-32-1111
龍ヶ崎市	301-8611	龍ヶ崎市 3710	0297-64-1111
下妻市	304-8501	下妻市本城町 2-22	0296-43-2111
常総市	303-8501	常総市水海道諏訪町 3222-3	0297-23-2111
常陸太田市	313-8611	常陸太田市金井町 3690	0294-72-3111
高萩市	318-8511	高萩市春日町 3-10-16	0293-23-2111
北茨城市	319-1592	北茨城市磯原町磯原 1630	0293-43-1111
笠間市	309-1792	笠間市中央 3-2-1	0296-77-1101
取手市	302-8585	取手市寺田 5139	0297-74-2141
牛久市	300-1292	牛久市中央 3-15-1	029-873-2111
つくば市	305-8555	つくば市研究学園 1-1-1	029-883-1111
ひたちなか市	312-8501	ひたちなか市東石川 2-10-1	029-273-0111
鹿嶋市	314-8655	鹿嶋市平井 1187-1	0299-82-2911
潮来市	311-2493	潮来市辻 626	0299-63-1111
守谷市	302-0198	守谷市大柏 950-1	0297-45-1111
常陸大宮市	319-2292	常陸大宮市中富町 3135-6	0295-52-1111
那珂市	311-0192	那珂市福田 1819-5	029-298-1111
筑西市	308-8616	筑西市下中山 732-1	0296-24-2111
坂東市	306-0692	坂東市岩井 4365	0297-35-2121
稲敷市	300-0595	稲敷市江戸崎甲 3277-1	029-892-2000
かすみがうら市	315-8512	かすみがうら市上土田 461	0299-59-2111
桜川市	309-1293	桜川市羽田 1023	0296-58-5111

県、市町村名	郵便番号	所 在 地	電話番号
神栖市	314-0192	神栖市溝口 4991-5	0299-90-1111
行方市	311-3892	行方市麻生 1561-9	0299-72-0811
鉾田市	311-1592	鉾田市鉾田 1444-1	0291-33-2111
つくばみらい市	300-2395	つくばみらい市福田 195	0297-58-2111
小美玉市	319-0192	小美玉市堅倉 835	0299-48-1111
茨城町	311-3192	東茨城郡茨城町小堤 1080	029-292-1111
大洗町	311-1392	東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275	029-267-5111
城里町	311-4391	東茨城郡城里町石塚 1428-25	029-288-3111
東海村	319-1192	那珂郡東海村東海 3-7-1	029-282-1711
大子町	319-3526	久慈郡大子町大子 866	0295-72-1111
美浦村	300-0492	稲敷郡美浦村受領 1515	029-885-0340
阿見町	300-0392	稲敷郡阿見町中央 1-1-1	029-888-1111
河内町	300-1392	稲敷郡河内町源清田 1183	0297-84-2111
八千代町	300-3592	結城郡八千代町菅谷 1170	0296-48-1111
五霞町	306-0392	猿島郡五霞町小福田 1162-1	0280-84-1111
境町	306-0495	猿島郡境町 391-1	0280-81-1300
利根町	300-1696	北相馬郡利根町布川 841-1	0297-68-2211



年金事務所

事業所名	住 所	電話番号
下館	〒308-8520 茨城県筑西市菅谷 1720	0296-25-0829
土浦	〒300-0812 茨城県土浦市下高津 2-7-29	029-825-1170
街角の相談センター土浦	〒300-0037 茨城県土浦市桜町 1-16-12 リーガル土浦ビル 3 階	029-825-2300
日立	〒317-0073 茨城県日立市幸町 2-10-22	0294-24-2191
街角の相談センター水戸	〒310-0021 茨城県水戸市南町 3-4-10 水戸 FF センタービル 1 階	029-231-6541
水戸北	〒310-0062 茨城県水戸市大町 2-3-32	029-231-2283
水戸南	〒310-0817 茨城県水戸市柳町 2-5-17	029-227-3278

各市町村社会福祉協議会一覧

市町村名	住 所	電話番号
水戸市	水戸市赤塚 1-1	029-309-5001
日立市	日立市会瀬町 4-9-13	0294-37-1122
土浦市	土浦市大和町 9-2	029-821-5995
古河市	古河市新久田 271-1	0280-48-0808
石岡市	石岡市大砂 10527-6	0299-22-2411
結城市	結城市結城 1194	0296-33-0225
龍ヶ崎市	龍ヶ崎市馴柴町 834-1	0297-62-5176
下妻市	下妻市本城町 3-36-1	0296-44-0142
常総市	常総市新石下 4365	0297-30-8789
常陸太田市	常陸太田市稲木町 33	0294-73-1717
高萩市	高萩市春日町 3-10	0293-23-8341
北茨城市	北茨城市磯原町本町 2-4-16	0293-42-0782
笠間市	笠間市美原 3-2-11	0296-77-0730
取手市	取手市寺田 5144-3	0297-72-0603
牛久市	牛久市中央 3-15-1	029-871-1295
つくば市	つくば市筑穂 1-10-4	029-879-5500

市町村名	住 所	電話番号
ひたちなか市	ひたちなか市西大島 3-16-1	029-274-3241
鹿嶋市	鹿嶋市平井 1350-45	0299-82-2621
潮来市	潮来市辻 765	0299-63-1296
守谷市	守谷市大柏 954-3	0297-45-0088
常陸大宮市	常陸大宮市北町 388-2	0295-53-1125
那珂市	那珂市瓜連 321	029-229-0309
筑西市	筑西市小林 355	0296-22-5191
坂東市	坂東市辺田 48	0297-35-4811
稲敷市	稲敷市江戸崎甲 1992	029-892-5711
かすみがうら市	かすみがうら市穴倉 5462	029-898-2527
桜川市	桜川市鎌田 612	0296-76-1357
神栖市	神栖市溝口 1746-1	0299-93-0294
行方市	行方市玉造甲 478-1	0299-36-2020
鉾田市	鉾田市当間 228	0291-32-5831
つくばみらい市	つくばみらい市神生 530	0297-57-0123
小美玉市	小美玉市上玉里 1122	0299-37-1551
茨城町	東茨城郡茨城町小堤 1037-1	029-292-7141
大洗町	東茨城郡大洗町港中央 26-1	029-266-3021
城里町	東茨城郡城里町石塚 1428-1	029-288-7013
東海村	那珂郡東海村村松 2005	029-282-2804
太子町	久慈郡太子町太子 722-1	0295-72-2005
美浦村	稲敷郡美浦村受領 1546-1	029-885-0038
阿見町	稲敷郡阿見町阿見 4671-1	029-887-0084
河内町	稲敷郡河内町生板 9593-1	0297-84-2830
八千代町	結城郡八千代町菅谷 1033	0296-49-3949
五霞町	猿島郡五霞町江川 3201	0280-84-0765
境町	猿島郡境町長井戸 1681-1	0280-87-2525
利根町	北相馬郡利根町布川 2968	0297-68-7771

税務署一覧

税 務 署 名	住 所	電話番号
水戸	水戸市北見町 1-17	029-231-4211
潮来	潮来市小泉南 1358	0299-66-6931
太田	常陸太田市金井町 3662	0294-72-2171
古河	古河市北町 5-2	0280-32-4161
下館	筑西市丙 116-16	0296-24-2121
土浦	土浦市城北町 4-15	029-822-1100
日立	日立市若葉町 2-1-8	0294-21-6346
竜ヶ崎	龍ヶ崎市川原代町 1182-5	0297-66-1303

保健所一覧

保 健 所 名	住 所	電話番号	管轄地域
水戸市保健所	水戸市笠原町 993-13	029-305-6290 (保健総務課)	水戸市
中央保健所	水戸市笠原町 993-2	029-241-0100	笠岡市、小美玉市、茨城町、 大洗町、城里町
ひたちなか保健所	ひたちなか市新光町 95	029-265-5515	常陸太田市、 ひたちなか市、 常陸大宮市、那珂市、 東海村、大子町
ひたちなか保健所 常陸大宮支所	常陸大宮市姥賀町 2978-1	0295-52-1157	
日立保健所	日立市助川町 2-6-15	0294-22-4188	日立市、高萩市、 北茨城市
潮来保健所	潮来市大洲 1446-1	0299-66-2114	鹿嶋市、潮来市、 神栖市、行方市、 鉾田市
潮来保健所 鉾田支所	鉾田市鉾田 1367-3	0291-33-2158	
竜ヶ崎保健所	龍ヶ崎市 2983-1	0297-62-2161	竜ヶ崎市、取手市、牛久市、 守谷市、稲敷市、美浦村、 阿見町、河内町、利根町
土浦保健所	土浦市下高津 2-7-46	029-821-5342	土浦市、石岡市、 かすみがうら市
つくば保健所	つくば市松代 4-27	029-851-9287	常総市、つくば市、 つくばみらい市
筑西保健所	筑西市甲 114	0296-24-3911	結城市、下妻市、筑西市、 桜川市、八千代町
古河保健所	古河市北町 6-22	0280-32-3021	古河市、坂東市、 五霞町、境町

患者等搬送事業者(令和3年5月20日時点)

事業者名	所在地	電話番号	認定消防本部
株式会社 第一常陽タクシー	水戸市渋井町620-3	029-225-6362	水戸市
有限会社 あんしんネット	水戸市浜田町415-3	029-228-3333	水戸市
(株)オヤマ あさがおケアサービス	日立市千石町2-4-6	0294-35-7340	日立市
アクセス介護福祉タクシー	土浦市大手町7番5号	029-846-6037	土浦市
アルファ介護タクシー	土浦市中高津二丁目10番43号	029-899-8853	土浦市
福祉タクシー銀河 (株式会社Milky Way service)	石岡市半ノ木11086-2	0299-23-4395	石岡市
堀越民間救急サービス	常陸太田市寿町598-4	0294-72-9199	常陸太田市
株式会社 幸ちゃん	高萩市大和町3-13	0293-22-1181	高萩市
有限会社 さつき観光	笠間市笠間2481番地7	0296-73-0918	笠間市
福祉タクシー かさまのにゃんこ	笠間市旭町638-5	0296-73-4028	笠間市
福祉タクシーまちい	笠間市笠間2242-5	090-2536-1082	笠間市
つくばケアタクシーいしはま	つくば市上郷7031	029-869-4012	つくば市
大塚介護タクシー	つくば市長高野1669-2	029-864-2023	つくば市
ドレックスカーゴ株式会社	かすみがうら市 上稲吉1829番地32	0299-59-1717	かすみがうら市
株式会社 関根自動車 介護支援センターたんぼぼ	猿島郡境町 大字伏木4074番地1	0280-81-3083	茨城西南地方広域市町村 圏事務組合
医療機関搬送 サービス 絆	猿島郡境町内門520-6	0280-33-7035	茨城西南地方広域市町村 圏事務組合
ころなケアタクシー	坂東市岩井1570-1	080-9696-0567	茨城西南地方広域市町村 圏事務組合

事業者名	所在地	電話番号	認定消防本部
有限会社 呉米	筑西市門井1675-1	0296-57-9971	筑西広域市町村圏事務組合
ケアタクシーA(エース)	筑西市赤浜115	0296-54-5447	筑西広域市町村圏事務組合
ハッピーツアーズ	桜川市真壁町椎尾1161	0296-45-8390	筑西広域市町村圏事務組合
(有)三妻寝台自動車	常総市三坂町1639-7	0297-22-7023	常総地方広域市町村圏事務組合
㈱守谷福祉協会	守谷市大柏1007-24	0297-34-0294	常総地方広域市町村圏事務組合
介護タクシーかたつむり	守谷市松ヶ丘3-12-13	0297-46-1722	常総地方広域市町村圏事務組合
なまい介護タクシー	常総市川崎町甲819	0297-22-7821	常総地方広域市町村圏事務組合
つくばね介護タクシー	稲敷郡阿見町鈴木23-19	029-888-3570	稲敷広域
福祉タクシー・イチムラアキラ	牛久市栄町6丁目404番地	029-874-7811	稲敷広域
やどかり介護・歩む観光・タクシー	牛久市上柏田1丁目44番地2号	090-5539-1180	稲敷広域
ケアタクシーアドヴァンス	牛久市ひたち野3丁目23番地16	029-845-3977	稲敷広域
水郷エスコート	稲敷市上ノ島2476番地	0478-50-2929	稲敷広域

茨城県ホームより抜粋



一茨城県小児・AYA世代のがん患者一 妊よう性温存療法助成事業のごあんない

～いばらきがん患者トータルサポート事業(妊よう性温存治療費補助金)～

本事業は茨城県の委託を受けて実施しています。



妊よう性温存療法とは

妊よう性(にんようせい)とは、妊娠するための力のことです。

がん治療(化学療法、放射線療法等)の副作用により主に卵巣、精巣等の機能に影響を及ぼし、生殖機能が低下したり失われたりすることがあります。

そのため、妊孕性温存療法(がん治療の前に胚(受精卵)、卵子、卵巣組織、精子を採取し長期的に凍結保存すること)を行うことで、将来子どもを持つ可能性を残すことができます。

補助対象となる方

—— 本事業の補助対象となる方は、次の項目にすべて該当する方です。 ——

- (1) 申請日時点において茨城県内に住所を有し、妊孕性温存療法における凍結保存時の年齢が **満43歳未満の方**
- (2) 次のいずれかの治療を受けられる方
 - (ア) ガイドライン(※)で定める高・中間・低リスク治療
(治療内容はがん治療医にご確認ください)
 - (イ) 乳がんに対するホルモン療法等の長期間の治療によって卵巣予備能力低下が想定される治療
 - (ウ) 再生不良性貧血等の造血幹細胞移植が実施される非がん疾患の治療
 - (エ) 全身性エリテマトーデス等のアルキル化剤が投与される非がん疾患の治療
「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン2017年版」
- (3) 指定医療機関(都道府県の指定を受けた妊孕性温存療法実施機関)において **令和3年4月1日以降に妊孕性温存治療を受けた方**
- (4) 担当医師により、妊孕性温存治療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められた方
- (5) 妊孕性温存治療に関わる国の研究に協力(同意)できる方
- (6) 助成対象費用に対し、不妊で悩む方への特定治療支援事業に基づく助成を受けていない方



申請窓口(お問い合わせ先)

(公社)茨城県看護協会
「いばらき みんなのがん相談室」

〒310-0034 茨城県水戸市緑町 3-5-35(茨城県保健衛生会館内)

☎029-222-1219 ✉ ibagan@ina.or.jp

受付時間 月曜～金曜 9:00～16:00(※土日祝日、8/13～15、12/29～1/3を除く)

がんに関する様々な不安や悩みの相談にも対応しています！



*聴く"事"をイメージした
相談室のキャラクター
「きくちゃん」

申請方法などについては次頁をご覧ください ➡

補助率・補助額

対象となる治療	助成上限額／1回
胚（受精卵）凍結に係る治療	35万円
未受精卵子凍結に係る治療	20万円
卵巣組織凍結に係る治療	40万円
精子凍結に係る治療	2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円



補助回数

1人2回まで

※異なる治療を受けた場合でも、通算2回までとなります。

申請方法

右側の申請書を、「添付書類」に記載された必要書類と合わせて、申請窓口（茨城県看護協会 補助金担当）あてにご郵送ください。

※「妊孕性温存療法実施医療機関証明書」は、温存療法を実施する医療機関で、

※「原疾患治療実施医療機関証明書」は、がんなどの治療をする医療機関でそれぞれ記載いただいでください。

※茨城県看護協会ホームページ「<https://www.ina.or.jp/counseling>」からも申請書（Word形式、PDF形式）をダウンロードできます。

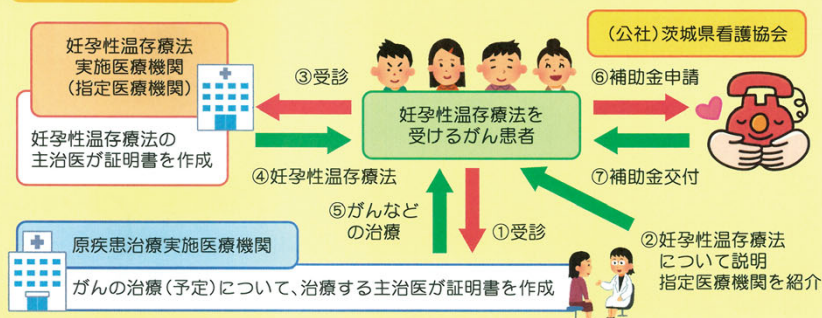
【注意事項】

原則、対象となる治療の凍結保存時の属する年度内に申請してください。

※やむを得ない事情等で年度内に申請が難しい方はご相談ください。



申請の流れ



記載した申請書を切り離して、必要書類と合わせて申請窓口あてにご郵送ください

ウィッグ・乳房補整具の購入費用補助制度

～令和3年度いばらきがん患者トータルサポート事業（社会参加サポート事業補助金）～

本事業は茨城県の委託を受けて実施しています。

がん治療を受けている方の**就労等の社会参加を応援**するため、**ウィッグ(かつら)、乳房補整具**の購入やレンタル費用を補助します。

補助の対象となる方

補助の対象となる方は、次の項目に全て該当する方です。

1. 申請日時点において茨城県内に住所を有する方。
2. 次のいずれかに該当する方。
 - (1) がんの治療（化学療法、放射線療法等）を受けた方又は現に受けている方であって、「補助の対象となる経費」の1に掲げる補整具を必要とする方。
 - (2) 申請日時点から過去1年以内に乳がんの治療（手術療法）を受けた者であって、「補助の対象となる経費」の2に掲げる補整具を必要とする方。
3. 過去に、今回申請しようとする補整具と同じ区分に属する補整具により本補助金による助成を受けていない方。



補助の対象となる経費

申請日時点から過去1年以内に購入又はレンタルした以下の経費が対象です。

1. ウィッグ（全頭用かつらに限ります。）
 - ※ 装着に必要な装着用のネットを含みます。レンタルのウィッグも対象です。
 - ※ 付属品、ケア用品、部分的なかつら、毛髪が付いた帽子などは対象外です。
2. 乳房補整具（補整下着等）
 - ※ 付属品及びケア用品は対象外です。



申請窓口（お問い合わせ先）

がんに関する様々な不安や悩みの相談にも対応しています！

（公社）茨城県看護協会

「いばらき みんなのがん相談室」

〒310-0034 茨城県水戸市緑町 3-5-35（茨城県保健衛生会館内）

☎ 029-222-1219 ☞ ibagan@ina.or.jp

受付時間 月曜～金曜 9:00～16:00（※土祝日、8/13～15、12/29～1/3を除く）



“聴く”事をイメージした
相談室のキャラクター
「きくちゃん」

申請方法などについては次頁をご覧ください ➡

補助率・補助額

購入経費の **1/2** (最大 **2万円**) ※千円未満の端数は切捨て

※同一補整具について、県内市町村が実施する同種の助成を受けている場合は、対象経費からその金額を差し引いた額が補助の対象となる経費となります。

予算の範囲内での交付となりますので、対象者であっても
予算満了のため助成できない場合があります。



補助回数

1人1回 (ウィッグ、乳房補整具それぞれ1回ずつ)

※以前にウィッグと乳房補整具の補助を受けた方は申請できません。

申請方法

右側の申請書 ※と申請書裏面のアンケートを記載の上、申請書の「6 添付書類」の必要書類と合わせて申請窓口 (いばらき みんなのがん相談室) あてご郵送ください。

※茨城県看護協会ホームページ「<http://www.ina.or.jp/counseling>」からも
申請書 (Word 形式、PDF 形式) をダウンロードできます。



「いばらき みんなのがん相談室」ってなあに？



茨城県から委託を受けて、県民の皆様のがんに関する様々な不安や悩みに対応していくため、平成 28 年 7 月から茨城県看護協会が茨城県保健衛生会館内に開設している相談窓口です。



相談方法：電話、面談 (**要予約**) で対応いたします！

***面談は、あらかじめ電話・メールで予約をお取りください。**



受付時間：月曜～金曜 9：00～16：00 ※土日祝日、8/13～15、12/29～1/3 を除く



相談は**無料**！です。※フリーダイヤルではありませんので、電話代はご負担をお願いいたします。



ご家族や友人、職場の方など、どなたでもご利用いただけます。
匿名で対応いたしますのでご安心ください。

がんを告知され、どうしていいか・・・わからない。

相談員には、がん治療に携わった経験を持つ看護師や自身や家族が
がんを克服した経験をもつ相談員もいます。

相談員は、専門家としても、ひとりの人間としてもあなたの心に寄り添います。



■ 相談員は皆様のご相談に真摯に対応していきます。まずはお電話ください。

記載した申請書を切り離して、必要書類と合わせて申請窓口あてにご郵送ください (〒

若年者向け

福祉用具の購入・レンタル費用の補助制度

～いばらきがん患者トータルサポート事業（若年患者療養生活サポート事業補助金）～
本事業は茨城県の委託を受けて実施しています。

若年のがん患者の方が、住み慣れた生活の場で、安心して自分らしく
日常生活が送れるよう、**福祉用具**の購入やレンタル費用を補助します。

補助の対象となる方

補助の対象となる方は、次の項目に全て該当する方です。

1. 申請日時点において茨城県内に住所を有する 20 歳以上 39 歳以下の方。
（18～19歳で、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていない方も含まれます。）
2. がんの治療を受けた方又は現に受けている方であって、補助の対象となる経費に掲げる福祉用具を必要とし、購入又はレンタルをする方。
（補助対象者本人又は3親等以内の親族に限ります。）
3. 過去に、今回申請しようとする福祉用具と同じ区分に属する福祉用具により本補助金による助成を受けていない方。



補助の対象となる経費

購入又はレンタルした以下の経費が対象です。

車いす	手すり	特殊尿器
車いす付属品	スロープ	入浴補助用具
特殊寝台	歩行器	簡易浴槽
特殊寝台付属品	歩行補助つえ	移動用リフトの
床ずれ防止用具	移動用リフト	つり具の部分
体位変換器	腰掛便座	栄養注入用ガートル台



申請窓口（お問い合わせ先）

がんに関する様々な不安や悩みの相談にも対応しています！

（公社）茨城県看護協会

「いばらき みんなのがん相談室」

〒310-0034 茨城県水戸市緑町 3-5-35（茨城県保健衛生会館内）

☎ 029-222-1219 ✉ ibagan@ina.or.jp

受付時間 月曜～金曜 9:00～16:00（※土日祝日、8/13～15、12/29～1/3を除く）



“聴く”事をイメージした
相談室のキャラクター
「きくちゃん」

申請方法などについては次頁をご覧ください ➡

補助率・補助額

購入・レンタル経費の **1/2** (最大 **2万円**) ※千円未満の端数は切捨て

※同一福祉用具について、県内市町村が実施する同種の助成を受けている場合は、対象経費からその金額を差し引いた額が補助の対象となる経費となります。

予算の範囲内での交付となりますので、対象者であっても
予算満了のため助成できない場合があります。



補助回数

1人1回

※以前に補助を受けた方は申請できません。

申請方法

右側の申請書 ※と申請書裏面のアンケートを記載の上、申請書の「6 添付書類」の必要書類と合わせて申請窓口（いばらき みんなのがん相談室）あてご郵送ください。

※茨城県看護協会ホームページ「<http://www.ina.or.jp/counseling>」からも申請書（Word 形式、PDF 形式）をダウンロードできます。



「いばらき みんなのがん相談室」ってなあに？



茨城県から委託を受けて、県民の皆様のがんに関する様々な不安や悩みに対応していくため、平成 28 年 7 月から茨城県看護協会が茨城県保健衛生会館内に開設している相談窓口です。



相談方法：電話、面談（**要予約**）で対応いたします！

*** 面談は、あらかじめ電話・メールで予約をお取りください。**

受付時間：月曜～金曜 9：00～16：00 ※土日祝日、8/13～15、12/29～1/3 を除く



相談は**無料**！です。※フリーダイヤルではありませんので、電話代はご負担をお願いいたします。



ご家族や友人、職場の方など、どなたでもご利用いただけます。
匿名で対応いたしますのでご安心ください。

がんを告知され、どうしていいか・・・わからない。

相談員には、がん治療に携わった経験を持つ看護師や自身や家族ががんを克服した経験をもつ相談員もいます。

相談員は、専門家としても、ひとりの人間としてもあなたの心に寄り添います。

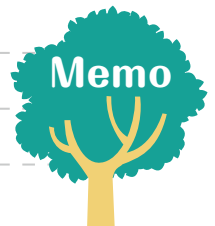


- 相談員は皆様のご相談に真摯に対応していきます。まずはお電話ください。

記載した申請書を切り離して、必要書類と合わせて申請窓口あてにご郵送ください ☞



A series of horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a guide for handwriting practice.



郵便はがき

63 円切手を
お貼りください

309-1793

笠間市鯉淵 6528

茨城県立中央病院・茨城県地域がんセンター

がん相談支援センター 行
(医療相談支援室)

※裏面のアンケートにご協力ください

「いばらきのがんサポートブック」についてのアンケート

- あなたの性別をお答えください
☐ 男 ☐ 女
- あなたの年齢をお答えください
☐ 20歳未満 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代
☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代 ☐ 80歳以上
- あなたのお住まいの地域はどちらですか
☐ 茨城県内()市・町
☐ 茨城県外()
- あなたの続柄をお答えください
☐ 患者さん ☐ ご家族 ☐ 医療従事者 ☐ その他()
- この冊子入手されたのはいつですか
☐ がんの疑いがあると言われたとき ☐ がんの診断を受けた時
☐ 治療中 ☐ 転移・再発したとき
☐ その他()
- この冊子は誰から入手されましたか
☐ 主治医 ☐ 看護師 ☐ がん相談支援センターの相談員
☐ その他()
- この冊子はお役に立ちましたか
☐ とても役に立った ☐ 役に立った
☐ あまり役に立たなかった
- 特に役に立った、または役に立たなかった項目はどれですか
・役に立った項目()
・役に立たなかった項目()
- その他、冊子についてのご意見、ご感想、掲載してほしい内容などのご要望がありましたらご記入下さい。

ご協力ありがとうございました



今後の冊子改訂の参考とするため、アンケートにご協力をお願いします。

点線から切り取って郵送してください

(最寄りのがん相談支援センターにご提出いただいても結構です)



この冊子に関するお問い合わせは

茨城県立中央病院・茨城県地域がんセンター

都道府県がん診療連携拠点病院がん相談支援センター

〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵6528

TEL 0296-78-5420(直通) FAX 0296-78-5421(直通)

